

晉泰始律令への道——第一部 秦漢の律と令

富 谷 至

はじめに……………	七九
I 漢律に関する諸問題……………	八二
(一) 漢九章律——篇章之義……………	八三
(二) 單行・追加律……………	八六
II 令典の成立……………	九二
(一) 先行學說の紹介……………	九二
(二) 秦令の成立をめぐる……………	九五
(三) 漢令の諸問題……………	一〇二
III 小結——漢律・漢令の編纂をめぐる……………	一二一

はじめに

漢の時に、蕭何は律令を定め、張蒼は章程を制し、叔孫通が禮儀規則を定めた。

いくつかの分派が起こるに従い、制度も次第に擴大した。晉の初めには、甲令以下、九百卷にも達し、晉の武帝は、車騎將軍賈充に命じて多くの學者を動員し、取捨選擇を行い、律十篇を増した。その他、將來改正の可能性のあるものを「法令」とし、制度を施行するものを「令」、品式・章程を「故事」として、それぞれの官署に還付した。^①

漢の初め、蕭何が九章の律を定めた。その後、漸次、増加の一途をたどり、令甲以下が書架にあふれんばかりになった。晉の初め、賈充、杜預がそれを取捨選擇して整理をおこない、律・令・故事が存在した。梁の時代になって、さらに故事のうちで時宜に適ったものを取り出して梁科が作られた。

右ふたつの記事は、ともに『隋書』經籍志・史部の「舊事」、「刑法」の序文の一部である。

『隋書』經籍志は、舊事・職官・儀注・刑法の各篇目をもち、そこに所謂、刑罰と行政に關する法律書を分類、列擧している。舊事篇、刑法篇がともに共通して記すことは、漢代に蕭何が律令を定め——正確には、舊事篇には「蕭何定律令」と、刑法篇には「蕭何定律九章」と、若干の相違が認められるが——令甲（甲令）以下、増加していった法規を晉の時代になって、賈充、杜預が編纂し直し、律・令・故事が作られたといった内容である。

漢の蕭何にはじまる法典から、晉律・晉令へと至る經過は、『晉書』刑法志に詳しい記載があり、なにも『隋書』經籍志をここで引用する必要はないとの指摘を受けるかもしれない。しかしながら、あえてそれを試みたのは、經籍志の各篇の解説、および刑法篇から、少なくとも私には解せない點が出てくるからである。

舊事篇、刑法篇が説く法典編纂の經緯、「令甲以下が晉までに架藏にあふれかえったので、編纂し直した」というならば、漢の法令（それが令甲とするならば）は、晉の時代まで整理されず、手付かずの状態で續き、また蕭何の九章律も晉になって始めて編纂し直された、少なくとも「令甲」「九章律」は晉に直接につながっていったと言うことになる。しかし、實際には曹魏の黄初年間に漢の法規（漢律）を編纂して、十八篇からなる魏律が制定されたのであり、なぜこの事實が無視されているのかわからない。

さらに、これまであまり注目されなかった點であるが、『隋書』經籍志・史部刑法篇には、「律本二十一卷 杜預撰」

「晉令四十卷」「梁律二十卷 梁義興太守蔡法度撰」「梁令三十卷」などと、晉以降の律と令は列擧されているが、それ以前の魏と漢の律および令は見えない。「漢律はなくなって久しく、……」と『隋書』經籍志・刑法篇の序文には、確かに明記されている。すくなくとも、晉泰始律令が編纂されるときには、しかと存在していたはずの前代の法令が、晉律と晉令の成立後、用のないものとして消えてなくなった。なるほどそういったことも興りうることもかもしれない。

しかしながら、『漢書』藝文志には、「漢律」「漢令」はあがっていない。この場合、「散逸してしまった」という『隋書』經籍志の理由は通じない。改めていうまでもないかも知れぬが、泰始四年に編纂された晉律および晉令は漢律、漢令を修正したのであるからその時点で漢の法規が存在していないといったことは、ありえないからである。⁽⁴⁾

『漢書』藝文志に律、令の典籍が著録されなかった理由を解く鍵は、著録の段階で、律・令とはどのようなものと考えられていたのかに係るであろう。また、『漢書』で著録に値しない法令が、『晉書』にあってはその性格を変えたのだといえるかもしれない。そこには、晉泰始律、泰始令以前の法規とそれ以後の法規・法典との間に何か重要な變化、内容・形態をふくめての變化が生じたのではないだろうか。本稿はかかる疑問を踏まえつつ、秦漢から晉にいたる古代中國法の變遷を考察していくものである。

漢唐間の法典の編纂に關する研究は、これまで決して等閑視されてきた分野ではなく、本稿でも一節を設けてその學說史を整理せねばならない質と量を誇るほどである。また、晉泰始律令の誕生は、中國法史を畫期すること、これも幾人かの先學が強調してきた。しかしながら、これまでの豊かな研究の成果をもってしても、先の疑問に對して納得のいく解答が得られないのは、私だけであろうか。

問題は、漢律、漢令をどういったイメージで捉えるのか、それは法規としての内容のみならず、法規の形態、換言すれば晉律と漢律は典籍として同じ様態を持っていたのかどうか、その點をどのように考えるのかに因るのではないだろう

か。

以上の疑問をもって、漢から晉にいたる法典編纂の歴史を先學の業績を踏まえつつたどっていき、そのなかで先學とは異なった私見を本論文では提示してみたい。

I 漢律に關する諸問題

秦漢から唐に至る法典の編纂には、律と令のふたつの系統が存在していたことは、改めて言うまでもないことであろうが、この律と令が何時の時代、どの王朝に起源をもち、また律とは何か、令とは何かについては、現在に至るまでに見解が一致しているわけではない。

律と令を定義した史料として、引用されてきたものは、次のいくつかの條であつた。和譯することで生ずる意味付けをいまは避けるために、原文で引用する。

天子詔所増損不在律上者、爲令、

『漢書』宣帝紀

前主所是著爲律、後主所是疏爲令、

『史記』酷吏傳・『漢書』杜周傳

春夏生長、聖人象而爲令、秋冬殺藏、聖人則而爲法、故令者教也、法者刑罰也、

『鹽鐵論』詔德

令者所以教民、法者所以督姦、

『鹽鐵論』刑德

凡律以正刑定罪、令以設範立制、

『唐六典』尚書刑部

律以正罪名、令以存事制、

『太平御覽』六四一 杜預律

律と令、法と令を對比して説くこれらの解説は、その定義を必ずしも確定するものではないが、大きく分けてこれらはふ

たつの方向を示唆しているといつてよからう。一つは、律Ⅱ基本法（正法）、令Ⅱ單行・追加法。そして今一つは、律Ⅱ刑罰法規、令Ⅱ非刑罰・行政法規である。

律令にcanしていづれの定義に従うにしても、そこには例外、というよりも定義を否定する事例があまりに多く認められる。また、別の方向からいえば、律と令にcanしては、それらが法典として、いつの時代に出現したのかという問題と切り離して考えることはできない。單行・追加法Ⅱ令とかりに見なした場合、當然その前提となる基本法との時間の差を考えねばならず、刑罰、非刑罰ということで區別するならば、その區別は法典が初めて成立したときからすでに存在していたのかということを考慮せねばならないからである。

律とは何か、令とは何かを明らかにするには、ではどうすればよいのであろうか。とりあえず、秦から唐にかけての律典の編纂をたどることから始めよう。すでに先學によつて考證されてきたこれは方法であり、引用の史料も目新しいものは出せないのだが、個別の解釋において、若干の私見を提示できそうであり、また後の令の考察に至るに、缺かせない過程だからである。

(一) 漢九章律——篇章之義

戰國期、魏の李悝の法經から漢蕭何九章律にいたる經過をもっとも詳しく解説しているのは、『晉書』刑法志の次の個所である。

是時承用秦漢舊律、其文起自魏文侯師李悝、悝撰次諸國法、著法經、以爲王者之政、莫急於盜賊、故其律始於盜賊、盜賊須劾捕、故著網捕二篇。其輕狡、越城、博戲、借假不廉、淫侈、踰制以爲雜律一篇、又以具律具其加減、是故所著六篇而已、然皆罪名之制也、商君受之以相秦、漢承秦制、蕭何定律、除參夷連坐之罪、增部主見知之條、益事律與

廐戸三篇、合爲九篇、叔孫通益律所不及、傍章十八篇、張湯越宮律二十七篇、趙禹朝律六篇、合六十篇、是の時、秦漢の舊律を承用す。其の文は魏文侯の師李悝より起る。悝は、諸國の法を撰次し、法經を著す。以爲らく王者の政は、盜賊より急なるはなし。故に其の律は盜賊より始まる。盜賊は須らく効捕すべし。故に網捕の二篇を著す。其の輕狡、越城、博戲、借假不廉、淫侈、踰制は以って雜律一篇と爲す。又た具律を以って其の加減を具す。是の故に著す所は六篇なるのみ。然れども皆な罪名の制なり。商君は之れを受けて以って秦に相たり。漢は秦の制を承け、蕭何は律を定む。參夷連坐の罪を除き、部主見知の條を増す。事律の興・廐・戸、三編を益し、合して九篇と爲す。叔孫通は律の及ばざる所を益す。傍章十八篇、張湯の越宮律二十七篇、趙禹の朝律六篇、合して六十篇。

ここにあがる「盜 賊 網 捕 雜 具」の六篇の法規が李悝の法經であり、蕭何はそれに「興」「廐」「戸」の三篇を加えて、次の九篇からなる法典を作ったのである。

盜律 賊律 網律 捕律 雜律 具律 興律 廐律 戸律

周知のこの事實に今、特に付け加えて指摘しておきたいことは、李悝法經、蕭何九章律は、第一番目は盜律が、以下賊律、網律と並び、法經では、具律が末尾に置かれ、九章律では戸律が最後といったように、篇の順序が固定していたということである。

このことは、右の「以爲王者之政、莫急於盜賊」以下の條文が語るところであり、また同じ刑法志には魏律十八篇の順序についての解説もある。

(魏の新律の) 序略に曰く。……………舊律は、秦の法經を基にし、三篇を増加したが、具律は移動せず、第六篇におかれていたため、罪の條項の總則が最初に規定されておらず、かといって律の最後の篇に置かれていたのではない。

これは、「篇章之義」にそぐわない。従つて、犯罪の條項を集めて、刑名律として、最初におく。盜律には、……以上、制定した新律は十三篇を新たに加え、舊來の五篇とともに、十八篇とする。正律の九篇については、増加したことになる、旁章・科令においては減らしたことになる。

（『晉書』刑法志）

『晉書』刑法志でいう「篇」とは、盜律、賊律などの個別の法規の單位であり、「章」とは、個別の法規がもつ條文をいう。このことは、後漢末の律の實態を述べる刑法志の次の條文から明らかである。

集類爲篇、結事爲章、一章之中、或事過數十、事類雖同、輕重乖異、而通條連句、上下相蒙、雖大體異篇、實相採入、盜律有賊傷之例、賊律有盜章之文、……

『晉書』刑法志

類を集めて篇と爲し、事を結んで章と爲す。一章の中、或いは事は數十を過ぎ、事類は同じと雖も、輕重は乖異す。而して條を通じ句を連ね、上下相い蒙おほう。大體は篇を異にすと雖も、實は相い採入す。盜律に賊傷の例あり、賊律に盜章の文あり、……

言うところの「篇」とは明らかに「盜律」「賊律」などの律の編目であり、刑法志がいう「蕭何律九篇」はそれに所以する。「賊律有盜章之文」とは、その賊律に盜律に含まれるべき條文が混入することであり、篇Ⅱ法典を構成する編目、章Ⅱ法規の條文、であること間違いない。そのことを踏まえて言えば、ここにみえる「篇章之義」とは、各篇の順序に込められた意味、理念であり、「篇章之義」の有無が問題になるのは、とりもなおさず、九章律、法經、さらには魏律は篇と章の順序が固定した、いわば自己完結した、閉じられた系をもつ法典だったからに違いない。

なお、先の『晉書』刑法志には、蕭何九章律が直接に受け繼いだ秦律——商鞅六律のことはふれてはいないが、秦の律も固定した篇次をもっていたと考えて差し支えなからう。睡虎地竹簡「法律答問」の次の一條を引用したい。

盜及者它罪、同居所當坐（下略）

「盜をはじめとするその他もろもろの罪」と、盜が代表してあげられていることの背景には、秦律にあっては盜律がその篇首に位置していることを示すに他ならない。

秦律↓漢律↓魏律と、六篇から九篇、そして十八篇へと増加していった律典は、晉泰始律に至って二十篇となる。『唐六典』によればそれは、次の篇次で並んでいたという。

刑名 法例 盜賊 詐僞 請賂 告劾 捕繫訊 斷獄 雜戶 擅興 毀亡 衛宮 水火 廐關市 違制 諸侯

(二) 單行・追加律

秦漢の律は、六篇、九篇の律のほかに、數多くの律が存在していた。『九朝律考』律名考には、文獻史料に見える律名、すなわち越宮律・朝律・尉律・大樂律・左官律・錢律・田律・挾書律などが列擧されているが、近年、秦墓や漢墓から出土した簡牘からは、文獻では窺いえなかった律名が數多く確認された。例えば、睡虎地竹簡には、次の律名が記されているのである。

田律 廐苑律 倉律 金布律 關市律 工律 工人程 均工律 徭律 司空律 軍爵律 置吏律 效律 傳食律 行書律 內史雜律 尉雜律 屬邦律 除吏律 游士律 除弟子律 中勞律 藏律 公事司馬獵律 傳律 屯表律 戍律
睡虎地秦簡は、前二二一年の始皇帝全國統一以前のものであり、そこに記された法規は、嚴密に言えば秦帝國の法律とはいえないが、後に出土し、統一秦以降に屬する雲夢龍崗秦簡に、全く同一の田律が確認されること、統一秦になって律を新たに編纂したという事實は檢證できず、むしろ商鞅六律を基本とする戰國秦の律を占領地域にも適用していったと考えられることから、睡虎地秦律に記された律名は、そのまま統一秦の法律だったとみて間違いない。

さらに、一九八四年、湖北省江陵縣張家山二四七號漢墓から漢律竹簡五〇〇餘が出土した。⁷⁾ この漢律の年代は、前漢初めの呂皇后の時期にあたり、竹簡から確認された以下の篇名は、従って前漢時代の律名に他ならない。

賊律 盜律 具律 告律 捕律 亡律 收律 雜律 錢律 置吏律 均輸律 傳食律 田律 市律 行書律 復律
賜律 戶律 效律 傳律 置後律 爵律 興律 徭律 金布律 秩律 史律

二七種類のこれら律は、律の題簡として個別の一簡に記されており、條文とは繋がっていない。ほかに簡文中からは、奴婢律、蠻夷律などの律名が確認されると報告書にはいう。⁸⁾

二四七號墓出土の漢律竹簡は、その題簡に記された二七種類の律の他、「津關令」という令名簡が含まれ、第一簡の背面に「二年律令」という四字が記入されていたのである。九章律のうちの七種類の律が認められ、睡虎地秦律と同じ律名のものの七種が存するこの「二年律令」とは、いったいどういった性格のものであろうか。

すでに指摘されていることに属すが、「二年律令」だけではなく、張家山漢墓から同時に出土した「奏讞書」も含めてすべてこれらには必要に應じて條文を抄録したものにすぎないこと確かであろう。つまり「二年律令」が一定の基準、方針に従って編纂された法典と言えるのかといえ、そうではあるまい。九章律は盜律で始まり戸律におよぶ「篇章之義」が備わっていた。「二年律令」という四字がその背面に記されていた簡が、どの律の條文なのか定かでないが、盜律を先頭に以下、賊律、……と九章律の順で並び、さらにそれ以外の九章律に入っていない律が続いていたとは考えられないのである。二七種の律文は呂皇后二年段階での法規を便宜的に寄せ集め収録したものにすぎず、編纂された法典といった代物ではなく、「二年律令」は、普遍性をもった法典名ではないと私は考えている。

江陵張家山出土の漢律は二四五號墓のほかに三三六號墓からも出土し、一五種におよぶ律の篇名が確認された。報告書によると、文帝前七年の曆が出土していることから、三三六號墓の墓葬年代は文帝期と想定される。

高祖の時代、蕭何によって編纂された九章律以外に、呂皇后および文帝期には少なくとも二十數種類の篇名をもった漢律が存在していたのである。これらの中には、たとえば、景帝四年に廢止された挾書律の⁽⁹⁾ように、秦律をそのまま繼承したものもあり、また、九章律制定以後、新しい律が追加、制定されることもあった。たとえば、次の律文をもつ酎金律がある。

侯王歳以戸口酎黃金、獻于漢廟、大祠曰飲酎、飲酎受金、小不如斤兩、色惡、王奪戸、侯免國

『漢舊儀』

侯王は歳ごとに、戸口を以って、黄金を酎し、漢廟に獻ず。大祠を飲酎と曰い、飲酎に金を受く。小にして斤兩の如からず、色悪ければ、王は戸を奪われ、侯は國を免ぜらる。

毎年八月、嘗酒の祭りを行う際に、諸侯王に一定の基準の賛助金をださせ、それに従わない、もしくは所定の額に達しない場合には、諸侯王の縣、侯國を沒收するという法律は、武帝期の財政再建政策の一環として制定された漢律であった。⁽¹⁰⁾

同じく武帝期に作られた諸侯抑制を目した法律として、諸侯と直接に君臣關係を結ぶことを禁止した「左官律」という漢律も制定された。

景遭七國之難、抑損諸侯、減黜其官、武有衡山淮南之謀、作左官之律、

『漢書』諸侯王表

景(帝)は七國の難に遭遇し、諸侯の力を抑え、その官職を削り、武(帝)は、淮南・衡山の謀反を経験し、左官の律を制定した。

さらに今一つ追加できるのは、すでに紹介した史料、『晉書』刑法志に、「張湯越宮律二十七篇、趙禹朝律六篇、合六十篇」とある「越宮律」、「朝律」であり、この張湯、趙禹によって起草された律も、後に追加された法規であった。⁽¹¹⁾

以上、秦から晉にいたる律について概観してきたことをまとめてみると以下の諸點があがってくる。

(1) 秦六律、漢九章律、魏律十八篇、晉律二〇篇は、律の篇目の順次が固定した、ひとまとまりの法典であった。そ

れ故、これらは基本法といふことができる。

(2) 秦漢時代には、六律、九章律以外に、數多くの律が存在していた。

(3) それらの諸律の中には、後になって追加的に制定された單行法規もある。

律と令に關する定義として、律Ⅱ基本法(正法)、令Ⅱ單行・追加法といった見方は、右(1)(2)(3)に従うと成立しないといわねばならない。律には、明らかに追加法が存在している。「秦では、正文の「法」「律」を改め、追加法もまた「律」とよんだ」とは、すでに大庭脩氏が説くが、秦だけでなく漢にあつても、同様だといつてよからう。

また、律Ⅱ刑罰法規、という定義も一方であつた。確かに晉律二〇篇六二〇條、それをふまえる唐律一二篇五〇二條について言えば當爲、禁止條項とそれに違反した場合の罰則規定からなる刑罰法規であること、確かである。しかしながら、出土の睡虎地秦律には、罰則規定を必ずしも伴わない法規、たとえば穀物の計量(倉律)、作業ノルマ(工人程)、爵位の授受(軍爵律)、官吏任用(置吏律)など、禁止・罰則に直結しない行政法規の存在を認めざるを得ない。

追加法もあり、また非刑罰法規もあつた秦漢の律は、ではいったいどう理解すればすべてに齟齬をきたさないのだろうか。

『晉書』刑法志所引の魏律序略は、制定した新律十八篇の經過につき、最後にこう結んでいる。

凡所定增十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲增、於旁章科令爲省矣、

——制定した新律は、十三篇を増やし、もとの五篇に加えて、合計十八篇、正律の九篇にあつては、増加したことになる、旁章・科令においては、減らしたことになる。⁽¹³⁾

「正律九篇」が漢九章律であることは、言うまでもない。「正律」とは、所謂基本法つまり正法とみてよい。それは、追加法がその屬性として有する單行法ではない。従つて九篇がひとまとまりになり、篇目の順序も固定した完成された法

典の姿を持つのである。

こういった基本法に對して追加・單行法が、何と呼稱されていたのかといえ、それが「於旁章科令爲省」という「旁章」であつたに違いない。

「旁章」なる語は、『晉書』刑法志が述べる秦漢の法典編纂にかんする個所でも確認された。

漢承秦制、蕭何定律、除參夷連坐之罪、增部主見知之條、益事律與廐戶三篇、合爲九篇、叔孫通益律所不及、傍章十八篇、張湯越宮律二十七篇、趙禹朝律六篇、合六十篇、

「六十篇」という數は、漢律九章律の九篇、旁章十八篇、越宮律二十七篇、朝律六篇の合計とすれば、旁章も當然律の中に入らねばならず、「九章律」に對する「旁章」であり、「正律（九章律）の外側（旁）」に位置する法規（旁章）という意味と想定できよう。このことは、すでに張建國氏が明快に論じており、漢代にあっては、正律と旁章の正副二律の區分があるとする張氏の說に私は全面的に従いたい。

叔孫通が果たして旁章を制定したのかどうか、定かではない。いま、蕭何が律を整備した時に旁章十八篇が存在していたとすると、秦律から受け繼いだ漢律は、秦律六篇に三篇の律を加えて基本法とし、それに單行法の性格の強い副法も制定されたのである。漢律はこの二系統から出發した。従つて正確に言えば、「旁章」とは、漢における追加法ではない。對して越宮律、朝律は明らかに追加法であり、それ故に旁章十八篇には含まれていないのである。

漢律には基本法（正法）の九章律、それ以外の單行法としての旁章、さらには時代を降るにつれて制定された追加法が含まれていた。では、刑罰法規という視點からすればどうかであろうか。

「是の故に著わす所は六篇なるのみ。然りて皆な罪名の制なり」とは、先に擧げた『晉書』刑法志の一句、確實にいえることは、盜・賊・網・捕・雜・具の六篇は紛れもなく刑事法であつたということであろう。中國法の基本は刑書にはじ

まり、刑書が刑罰に關する恆久的法典であつたという中田薫氏以來の通説とこれはいささかも矛盾しない。¹⁵⁾

九章律はこの六篇に「事律」と總稱される戸・廐・興の三律を加えた。もとよりこの三篇の具體的内容はわからないのだが、私は「事律」には非刑罰法規も含まれていた、否むしろ行政法規の性格を多分に有する法規ではなかったのかと考えている。

確かに、刑罰法となつた晉律のなかに「廐律」「興律」「戸律」があり、新律序に、「廐律に告反坐、乏軍之興、興律に上獄之事あり」と刑事法の規定が含まれていることは明らかである。しかし、行政法規と刑事法規という區別がなかつた秦漢の律にあつて、「事律」には非刑事法の條文が多かつたのではないだろうか。かく考える所以は、何故『晉書』で廐律・興律・戸律の三律を「事律」といつたのかが氣になるからに他ならない。「事」とは、「罪」「罰」に對するもので、制度・行政を意味するのではないだろうか。

律以正罪名、令以存事制

『太平御覽』六四一 杜預律序

律は以つて罪名を正し、令は以つて事制を存す。

右の杜預の解説をみて、「罪名」に對置する「事制」は制度・行政のこと、「事律」とは行政・制度がどちらかといへば主である法規だった。ただ、九章律としてそれらがまとまつた法典になつた以降、そこに新たに刑事法規が付加されていき、刑事法の性格を有する廐律・戸律・興律ができていったのだと私は推測したい。

以上、秦漢の六律、九章律から晉律にいたる律を概観し、その性格につき考察してきた。律とは、基本法・正法であり、刑罰法規であり、また「篇章之義」を備えた法典である。この定義は秦六律、漢九章律、魏律十八篇、そして晉律二十篇についていへば成立する。それらについては法典——刑罰法規、とみなしてよいであろう。ただ、非刑罰法規、單行追加法としての律も、正法の外縁に秦から存在していたが、篇次が固定した典籍といった觀點からすると、それらは法典の範

嚮には入らない。秦から晉にいたる律の編目の増加はその單行・追加法が法典の中に次第にくみこまれていく過程であったといつてよい。

しかしながら、本章で解説してきたことで、律とは何かが解明されたと言えるかとなれば、そうではなからう。律の性格の分析は、常に律と對峙される令とは何かをはっきりさせないでは、充分の成果を得られないからである。次章では、令について考察をおこない、もう一度律を考えてみよう。

Ⅱ 令典の成立

(一) 先行學說の紹介

秦漢時代の令の復元、性格、その編纂については、程樹德『九朝律考』漢律考、沈家本『歷代刑法考』律令が博く文獻史料を引き、考證をおこなっているが、我が國にあって、令典の性格とその編纂を詳細かつ體系的に論じたのが中田薫「支那における律令法系の發達について」「支那律令法系の發達について」補考（ともに『法制史論集』四卷所收）であり、そこで示された方向は、若干の修正が加えられつつも、今日までこの領域の考察でのつとるべき見解となつてきた。

——律と令という統治の二大根本法典は、漢蕭何の立法に始まり、律について言えば、傳來の編次を再編整備し、令に關しては、從來個々の單行法令に過ぎなかったものを律に匹敵する一部の法典に分集した——⁽¹⁶⁾

中田氏は令典の成立を漢初の蕭何によせ、それは甲・乙・丙などの數編に分類されるもので、各編に祠令、胎養令、養老令という如く規定事項にしたがつて某令と呼ばれた多數の法文を按排したと解する。ただこの漢令は律典のような秩序

的法典には到達せず、前帝の詔令を死後、事の輕重に従って分集した詔令集ともいえる段階にとどまり、あくまで刑典の補充的副法であった。もとより天子の命令が全て令典に追加編入されるわけではなく、著令文言（「定令」「著令」「具爲令」「著於令」など）をもつものが、令典に編入された。

中田氏のこの説をふまえて、古文書學の視點を導入し、一層精緻に考察をおこなったのが大庭脩氏の令、及び制詔に關する一連の論考であった。¹⁷ 大庭氏は、漢代の制詔の形式を復元し、またその分類を行うことで、立法手續きを明らかにし、詔令としての令の形態・様式・書式を通じて令文の詳細、その整理を論じたのである。氏が提示した諸説については、以降、本稿で折りにふれ取上げることになろう。

中田氏の説に則って、晉の秦始律令に至るまでの中國法史の展開を論じたものとして、堀敏一氏の二、三の論考がある。¹⁸ 晉律令の前提となる秦漢の律と令について、秦代では「令」は單行法令として出されたもの、それを多少とも法典化したものが律であると氏はまず秦律、秦令を解釋する。漢代では、その令が單なる單行法令ではなく、法典として成立する。それは同類の條文を集めて一書となし、もとの令典から獨立した「特別令書」とも言えるものである。ただ、令典は成立したが、律と令との間には、實質上の區別はないまま魏の律令へと引き繼がれていく。魏では律十八編として一本化されたのだが、令にあっては雑多な漢令から州郡令、尙書官令、軍中令と行政處理機關に即して分類整理されるが、完全には體系化されてはいなかった。律法典と令法典が刑罰法規と行政法規として體系的な法典となったのは、晉秦始律令であり、晉律、晉令の晝期性はそこに存し、それは漢以降の官僚制的行政機構の發達がもたらしたものであった。これが堀氏の概観である。

以上の先行研究は、令典の編纂は漢代に始まったとするのが共通した見解であったが、令典の起源を漢より遡らせてすでに秦代、しかも始皇帝の統一秦以前に置いたのが、近年發表された宮宅潔「漢令の起源とその編纂」（『中國史研究』

第五卷（一九九五）であった。宮宅氏は睡虎地秦簡、江陵張家山漢簡、居延漢簡など近年出土した簡牘史料を駆使して令典の起源につき次のような結論を得る。

令典の出現とは、「個別の命令が蓄積し、分類され、法典を形成し、この法典が「令」として認識されること」つまり、「諸命令に分類整理の手が加わること」が条件となる。睡虎地秦簡にあっては、律典は言うまでもなく、律とは性格を異にする「令」なる規範が認められ、しかもそれは事項別に分類された詔令集という形式を取って存在していた。漢になっての令典の編纂は、第一に詔令を事項別に区分し、そのうち各事項毎に通し番號が打たれるという二段階の編纂手続きをとる。かかる編纂手順は、令典が時時追加される詔令が法源となつて増加していく特質を反映するもので、各官廳において令典が個別に形成されていったからに他ならない。⁽¹⁹⁾

宮宅氏のほか、同じく睡虎地秦簡、張家山漢簡を利用して、秦漢の律令を概観した論考として、池田雄一「秦代の律令について」（『中央大學文學部紀要』史學科四二（一九九七））がある。池田氏は、主として秦令に焦點をあて、「令は王令、皇帝の詔といった命令一般を意味するが、律の運用を補完する存在でもあった。必要に応じて、律と一體化され使用の便が圖られるが、律に吸収されたわけではない。律と令の區別は曖昧であり、令典の存在如何を論ずる確證はない」と、宮宅説に比べて秦令典を認めるに消極的である。

以上、紹介してきた諸説は、令典の成立を秦に置くのか、はたまた漢に始まるものとするのかに別れるのだが、いずれの説をとってみても、奇を衒った、特異な立論はなく、無理のない考證といつてさしつかえなからう。

にもかかわらず、それぞれがいくつかの點で相違を見、加えて私自身がどの説についても、何かしら納得できない個所を覺えるのは、何に起因するのであるうか。それは、「令」「令典」をどういったものと考え、令の編纂とは、具體的にどういった事なのか、諸家の抱いている令の實態と令の編纂の考えが必ずしも一致しているわけではなく、また私自身が

もつ漢令、令典のとらえ方と諸家のそれとの間に、懸隔があるからではないだろうか。

そこで以下、秦令の存在からはじめ、漢になっての令の實態と編纂、および令典の存在をめぐる私見を提示してみたい。

(二) 秦令の存在をめぐる

秦の令典は、果して存在するのか。睡虎地秦簡の中には、確かに「令」「不從令」「犯令」「法(廢)令」といった熟語が記されている。

日食城旦、盡月而以其餘益爲後九月裏所、城旦爲安事而益其食、以犯令律論吏主者、減春城旦 一二四

月不盈之裏、倉 一二五

城旦刑徒に供給する日々の食糧に關して、月末に餘った分を後九月(閏月)分に當てる。城旦刑徒の勞働が輕度であるにもかかわらず、食糧を増加した場合には、犯令の律で責任者を罰する。 倉律

令赦史毋從事官府、非史子殿、毋敢學學室、犯令者有罪、 內史雜 二五八

罪を犯して赦免された役人は、再び官府で職に就くことはできない。役人の子弟でなければ、學堂で學ぶことはできない。令を犯すものは、罰を加える。 內史雜律

傷乘輿馬、央革一寸、賞一盾、二寸、賞二盾、過二寸、賞一甲。●課馱驥、卒歲 三五五

六匹以下到一匹、賞一盾。●志馬舍乘車馬後、毋敢炊飭、犯令、賞一盾、已馳馬不去車、 三五六

賞一盾、…… 三五七

乘輿の馬に傷害を與え、その傷が馬の皮一寸であれば、貲一盾。二寸ならば、貲二盾。二寸以上ならば、貲一甲。●
駿馬の養成に關して、一年の内に、六匹以下一匹でしかなかったならば、貲一盾。●去勢していない馬は乘車馬の後
ろに置き、鞭を當ててはならない。令を犯すものは、貲一盾。車を着けたままで、馬を馳走させ場合には、貲一盾。

百姓居田舎者毋敢鹽酉、田耆夫、部佐謹禁御之、有不從令者有罪、 田律

七九

田舎に居住するものは、酒を賣つてはならず、田耆夫、部佐は之れを禁止せよ。令に従わない者は、罰する。 田律

爲作務及官府市、受錢必輒入其錢筭中、令市者見其入、不從令者、貲一甲、 關市

一六四

手工業にたずさわり、官府内で賣買行爲をなすとき、金錢を受け取つたら、すぐにその金を瓶の中にいれ、金を拂つ
た者に確認させよ。令に従わない者は、貲一甲。 關市律

官耆夫免、□□□□□其官亟置耆夫、過二月弗置耆夫、令、丞爲不從令、 內史雜

二五六

官耆夫が免職になって、……その官は速やかに耆夫を置くこと。二ヶ月以上、耆夫が空席であれば、令と丞は令に従
わないとみなす。 內史雜律

なかでも「不從令」「犯令」については、秦簡「法律答問」は明確に定義づけを行っている。

可如爲犯令、法令、律所謂者、令曰勿爲、而爲之、是謂犯令、令曰爲之、弗爲、是謂法令毆、(下略) 五二二

「犯令」「廢令」とは、何を言うのか。律の意味するところ、令で「爲してはならない」といつているのにそれを爲
すこと、是を「犯令」とし、令で「爲せ」といつているにもかかわらず、しない、是を「法(廢)令」というのだ。

「犯令」とは、禁止行為の違反、「法（廢）令」とは作為義務の不履行と解釋してよからう。このように秦簡に擧がっている「令」は所謂、律に對する令、單行法令として理解すべきであり、犯令とは既存の單行法令にたいする違反行為とすることなのであろうか。先に取上げた關市律、田律に關して検討してみよう。

ここでいう「令に従わない」つまり作為義務不履行にあたるのは、「爲作務官府市、受錢必輒入其錢鉅中、令市者見其入」であり、「居田舍者毋敢酤酒、田嗇夫、部佐謹禁御之」つまり、田嗇夫、部佐が酒の販賣を禁止し、監督する職務を履行しない行為を示し、これらの行為は律の條文に明記されている。堀敏一氏は、これを踏まえて、「これらの律がもと單行法令としての令であつた事情を端的に物語る」という。²⁰堀説は、令と律が對置されるべき法規といった考えが前提になっているのだが、確かに晉律令以降では律と令とは範疇を異にする二つの法典であつたといつてよい。しかし、秦にあつてはどうだろう。少なくとも、秦代におけるこの條文から、律が令と呼ばれている↓律の前身が令であつた名残↓令がもと單行法令であつた、と論理を展開していくのには十分な資料と言えるのだろうか。

法律答問五二二に見える「令曰勿爲而爲之」「令曰爲之、弗爲」の「令曰」は「令の中で」もしくは「令において」という意味ではなく、「勿爲」「爲之」と命令という形をもつにもかかわらず」といった意味であつて、命令（禁止命令、履行命令）の履行・不履行を「不從令」「犯令」といつている。一方、律とは當爲、禁止規定であるから、そこには命令の形態を有している。すなわち秦律の條文に認められる「令」とは、單行法令としての令が律文のなかにその名残りを留めているのではなく、當爲・禁止といった命令を律がその屬性として含んでいるからであらう。

また、「語書」にもこの「不從令」の語が見える。

今且令人案行之、舉劾不從令者、致以律、論及令、丞、有且課縣官、獨多犯令而令、丞弗得者、以令、丞聞、

今、部下を派遣して巡察させ、令に従わない者を檢舉し、法に従って處罰しようと思う。令、丞に對しても處罰し、さらに各縣の役人も勤務の評定をし、特に令を犯す者が多く、令、丞がそれを把握していない場合には、彼らの名を上聞せよ。

ここに見える「令」も律を意味するのではなく、命令のこと、「命令にしたがわないものを檢舉して、律でもって處斷する」と言った意味である。

ところで、「語書」には、法典としての秦令の存在を暗示する次の一文がある。少し長文になるが次に引用しよう。

廿年四月丙戌朔丁亥、南郡守騰謂縣、道嗇夫、古者、民各有鄉俗、其所利及好惡不同、或不便於民、害於邦、是以聖王作爲法度、以矯端民心、去其邪避、除其惡俗、灋律未足、民多詐巧、故後有閒令下者、凡灋律令者、以教道民、去其淫避、除其惡俗、而使之之於爲善殿。今灋律令已具矣、而吏民莫用、鄉俗淫失之民不止、是即灋主之明灋殿、而長邪避淫失之民、甚害於邦、不便於民、故騰爲是而脩灋律令、田令及爲閒私方而下之、令吏明布、令吏民皆明智之、毋巨於罪、今灋律令已布、聞吏民犯灋爲閒私者不止、私好、鄉俗之心不變、自從令、丞以下智而弗舉論、是即明避主之明灋殿、而養匿邪避之民、

五四一六七

廿年四月丙戌朔丁亥、南郡守騰、縣・道の嗇夫に申し渡す。昔は、人民は各おの異なつた習俗をもち、彼らの利害・好惡は一定ではなかつた。或る場合には、人民の利とはならず、國に害を及ぼすものもあつた。だから、聖王は法度を作り、民心を正しい方向に導き、邪惡な行爲を止めさせ、惡しき風俗を除去したのである。法、律が十分ではないために、人民が狡猾になり、故に後になって閒令が下された。法、律、令なるものは、民を教育し、邪惡な行いを防ぎ、惡しき風俗を除去し、民に善なる行いをさせるためのものである。今ま法、律、令が備わっているにもかかわらず、吏民が遵守せず、惡しき習俗に染まつた人民がなくなるらない。これは君主の明法を守らないからであつて、邪

惡淫失の民をのさばらせ、ひいては國に害惡を及ぼし、人民のためにはならない。そこで、わたし騰は、法、律、令を整備し、田令および閒私を爲すことについての條例を下し、官吏に命じて公布させ、吏民ともども周知徹底させ、罪を犯すことの無いようにさせる。法、律、令がいったん公布されたのち、吏民が法に違反し、閒私を爲すものが跡を絶たず、利己的かつ因習的な心が改まらないならば、令、丞以下、「氣が附いていながら檢舉しない」という規定でもって處罰する。これは、君主の大法に公然と違反し、邪惡の民を庇護することに他ならないからである。

「灋(法)律令」「田令」とここでは、並列表記されていることから、「令」と「律」とは性質を異にする特定の規範であり、かつ「田令」という事項別の分類の編目をもつことから、令典の存在が確認できるという見解である。

そもそもここに、「灋(法)律令」という三字がいったい何故に登場しているのか。それはその直前に、

是を以て、聖王は法度を作爲し、以て民心を矯端し、其の邪避を去り、其の惡俗を除く。法律、未だ足らずして、民に詐巧多し、故に後に閒令の下りしことあり。

と、聖王が作った「法」、それを受けた「律」、そして法律では不十分であるために、民衆が詐巧を行うので下された「令」と三段階の規範が示されているからに他ならない。

法と律と令、確かにそこからは、律と性格を異にした特定の規範である「令」の姿が浮かびあがってはくる。しかし、それが所謂「令典」という範疇に屬する規範となるのかといえ、事柄はそう單純ではない。

ここに、「令」なる語につき忘れてはならない事實がある。それは、前二二一年の統一秦以前にあったの「令」は、漢以降、律と對置される「令」ではなく、王の命令を意味する語で、それは統一秦以降では、「詔」に置き換えられた用語だということである。始皇二六年の統一に際して下された王命、その中で、有名な「皇帝」という稱號が定められたのだが、

それまで「令」と呼んでいたものを「詔」に呼稱の變更が行われた。

臣等謹與博士議曰、……臣等昧死上尊號、王爲泰皇、命爲制、令爲詔、天子自稱朕、王曰、去泰著皇、采上古帝位號、號曰皇帝、他如議、制曰可、

『史記』秦始皇本紀

臣等謹んで博士と議して曰く、……臣等、昧死して尊號を上る。王を泰皇となし、命を制と爲し、令を詔となし、天子は自ら朕と稱す。王曰く。泰を去りて皇を著け、古の帝の位號を采り、號して皇帝という。他は議の如くせよ。制して曰く可。

睡虎地秦簡は秦統一以前のもの、従つて秦簡に見える「令」とは、後の「詔」にあたり、漢令、晉令の「令」と同一に扱うことはできない。つまり、秦簡にみえる「令」でもって律令の「令」を直接に解釋することは、慎重でなければならぬのである。

この事をふまえた上で、次に問題となるのは、主權者（王）の命令（詔）であつたとしても、それに分類、整理の手が加わつたものかどうかであろう。「諸命令に分類整理の手が加わることもって令典が出現したとみる」のが、宮宅氏の見解であり、氏は、⁽²¹⁾「語書」の中の「田令」に注目し、そこに令典出現の確かな手應えを得たのであつた。

——騰は、それが故に、法律令、田令、および閒私方を爲して公布した、とある「語書」の「田令」、この名稱こそ、王の命令を事項別に分類した單行法令としての令典の存在を確たらしむ。⁽²²⁾

確かに、田令、そしてその前に見える閒令に注目した時、宮宅氏の見解はそれなりに理解できるのだが、しかしながら、私は出發點においていささか氏とは異なつた考えを持っている。それは、田令にしろ閒令にしろ、その名稱は規範を事項別に分類する固有の法令名なのかということである。いま、田令が固有の確定された令名ではなく、「土地にかんする王の命令」というほどの意味ならば、詔令の内容を示す普通名詞でしかなく、立法者に事項別の分類という意識はなかつた

ということになる。したがって、「田令」「聞令」という用語をもって、法典の成立を立證することはできなくなる。

「某令」という用語が、令名として確立、固定し、それが固有名詞となるのは何時か、この事は、「某令」という用語の存在を確認するだけでは、不十分と言わねばならないのである。ことがらは、漢になってからの漢令に關しても、もう一度考えねばならず、結論を次章の漢令の考察まで、保留したい。

秦の令に關して、付け加えておくことが残っている。

江陵出土漢簡「奏讞書」のなかに、秦令とおぼしき條文が二つ引用されている。⁽²³⁾

令、所取荊新地、多群盜、吏所興、與群盜遇、去北、以儋乏不鬪律論、律、儋乏不鬪、斬、……

一八

令。占領した荊新の地は、群盜は多い。役人が派遣されて、群盜と遭遇し、逃亡した場合には、乏不鬪律をもって、處斷する。

六年八月丙子朔壬辰、咸陽丞穀禮、敢言之、令曰、獄吏能得微難獄、上、今獄史舉關得微難獄、

二二

六年八月丙子朔壬辰、咸陽丞穀禮が申し上げます。令に、司法擔當官が難しい裁判を處理した場合には、報告せよとありました。今、司法官の舉關は、難しい裁判をうまく裁きました。

「盜賊と遭遇し、捕獲しないばかりか、官吏が逃亡した場合「儋乏不鬪」の律で處斷し死刑とする」という一八の令、

「難しい裁判を處理した場合には、報告せよ」という二二の令、どちらも事項別に分類整理された令典と斷定することは難しく、單に詔令の一つと見ても不都合は生じない。従って、江陵出土のこの資料も秦令の存在を證明するに十分なものではないと言わねばならない。⁽²⁴⁾

(二) 漢令の諸問題

前節では、秦の令典といったものが、果たして存在していたのかどうかにつき考えた。皇帝の詔令に分類・整理の手が加わり、某令といった固有の令の篇名がつけられた、私はそのような結論には、どちらかといえば懐疑的で、むしろ秦令の存在を否定する方向を暗示したのであるが、本節では秦の法律制度をそのまま踏襲したとされる漢の令、令典を取上げ、合わせて秦令の存在の如何を結論づけることにしたい。

以下の考察は、あらまし三つの方向から検討していくことにする。一は、漢令が具體的にはどういった形態をもっていたのか。二は、漢令立法化に關して。三は、漢令の編纂とその篇名についてである。

漢令の實態

前節に述べたように、秦始皇帝即位にあたって、それまでの「令」なる名稱が「詔」と改められた。そこから漢令は、皇帝が特に「令」として公布した「詔文」であって、それを分類した詔令集が令典だと解説したのは、中田薫氏であった。

漢令が詔の形式をもつことは、その後、大庭脩氏により一層詳しく考證されることになるが、漢令の形式を如實に傳える生の資料が近年出土のいくつかの簡牘であった。たとえば、一九五九年武威縣磨嘴子一六號漢墓から出土した「王杖十簡」とよばれる十枚の木簡、そこには、蘭臺令第卅三、御史令卅三と命名された漢令が記されていたのである。⁽²⁵⁾

蘭臺令第卅三、御史令卅三尚書令減受在金

制詔御史曰年七十受王杖者比六百石入官廷不趨犯罪耐以上毋二尺告劾有敢徵召侵辱

者比大逆不道建始二年九月甲辰下

制詔丞相御史高皇帝以來至本二年勝甚衰老小高年受王杖上有鳩使百姓望見之

比於節有敢妄罵詈毆之者比逆不道得出入官府郎第行馳道旁道市賣復母所與

如山東復有旁人養謹者常養扶持復除之明在蘭臺石室之中王杖不鮮明

得更繕治之

蘭臺令、御史令としてここにあがる二つの令は、確かに制詔そのものである。同じく出土資料としての江陵張家山二四七號漢墓から出土した津關令、功令の令文も詔敕の形態をもっており、令本文は「制曰可」の三字で結ばれていたと報告されている。²⁶

出土資料ではなく、文獻史料からも、例えば文帝十三年の肉刑廢止の制詔は、大庭氏がすでに分析するが、制詔本文に「下令」「不用此令」とあることから明らかなように、制詔が漢令そのものであることがわかる。²⁷

（遂下令曰、）制詔御史、蓋聞有虞氏之時、畫衣冠、異章服、以爲戮、而民弗犯、何治之至也、今法有肉刑三、而姦不止、其咎安在、非乃朕德之薄、而教不明與、吾甚自愧、故夫訓道不純、而愚民陷焉、詩曰、愷弟君子、民之父母、今人有過、教未施而刑已加焉、或欲改行爲善、而道亡繇至、朕甚憐之、夫刑至斷支體、刻肌膚、終身不息、何其刑之痛而不德也、豈稱爲民父母之意哉、其除肉刑、有以易之、及令罪人各以輕重、不亡逃有年而免、具爲令、

丞相張蒼、御史大夫馮敬、奏言、肉刑所以禁姦、所由來者久矣、陛下下明詔、憐萬民之一有過被刑者、終身不息、及罪人欲改行爲善、而道亡繇至、於盛德、臣等所不及也、臣謹議、請定律、曰、諸當完者、完爲城旦舂、當黥者、髡鉗爲城旦舂、當劓者答三百、當斬左止者答五百、當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受賕枉法、守縣官財物而卽盜之、已

論命、復有答罪者、皆棄市、罪人獄已決、完爲城旦舂、滿三歲爲鬼薪白粲、鬼薪白粲一歲、爲隸臣妾、隸臣妾一歲、免爲庶人、隸臣妾滿二歲、爲司寇、司寇一歲、及作如司寇二歲、皆免爲庶人、其亡逃及有罪耐以上、不用此令、前令之刑城旦舂歲而非禁錮者、如完爲城旦舂歲數以免、臣昧死請、

制曰可、⁽²⁸⁾

肉刑廢止とそれに代わる刑の制定に關する令——それが何という令の名を持っていたのか分からないとして——は、右文全體がその令文である。漢代の令の形態は皇帝の詔敕であることは、もはや動かし難い事實なのである。

ところで、王杖十簡の令文が語るように、そこには大逆不道罪を適用するといった罰則規定が含まれている。また肉刑廢止の令がそうであるように、追加的に制定された單行法規も「令」と呼ばれていた。ならば、刑罰法規を有し、また一方では追加單行法令でもある漢令は、本稿第一章で考察した漢律といったどこに違いがあり、兩者はどこで區別されるのか。そのことの考察は後の總括で行うこととし、同じ令として、漢令は晉の令、唐の令とも異なることをここでは指摘しておこう。異質なのは、令文の形式であり、漢の令文がもつ詔の文體は、唐令には全く見られないのである。

從來からこのことは、先學の主唱するところではあった。しかし、そこでいくつかの説明が誤解を生み、それが漢令の理解に混亂を生じさせたのではないかと私は思っている。

一般的に言って、律に對する令という法形式は、たとえそれが皇帝の命令（王言）を源泉としていたとしても、成文法の條文として修正が加えられたものであって、皇帝の詔敕そのものではなかった。しかし、漢の令はちがう。それは皇帝の詔それ自體を「令」と稱したのであり、漢令は皇帝の詔敕の形をとっていた、否、漢令は詔敕そのものであった。従って、「令が詔を含んでいる」、もしくは「詔を残していた」といった説明は、適當とは言えない。制書、策書、詔書とい

った名稱は、皇帝が下す下行文書の種類を示す語であり、それらを法源（ここでは、行政、司法において準據、援用すべき法形式という意味でこの語を使う）とし、執行する様態、規範としての種類が「令」と言つてよからう。

要するに、皇帝の命令が「令」であつた。これは、統一秦以前の詔・令という關係をそのまま踏襲するもので、そこには何らの矛盾はない。

漢代の令のなかには、刑罰規定をもち、追加法規も令と呼ばれていたこと、それは詔が令であつたことからすれば至極當然なことといえる。さらに加えて、この令には、特殊限定的な内容をもつものが存する。例えば、吳芮を長沙王に封建した詔がある。

長沙王者、著令甲、稱其忠焉

『史記』惠景閒侯者年表

長沙王は、令甲に著し、其の忠を稱す。

制詔御史、長沙王忠、其定著令

『漢書』韓彭英盧吳傳

御史に制詔す。長沙王は忠なり。其れ定めて令に著す。

「長沙王は忠なり。其れ定めて令に著す」といい、またそれは「甲令」に入れられたことは、ここに挙げた史料の語るところ、その具體的内容は、高祖五年二月に出された長沙・豫章・象郡・桂林・南海の地を吳芮に與え長沙王に封建することと想定され、高祖劉邦を皇帝に推戴した忠に報いる措置であつたと、大庭氏は考證している。²⁹⁾

大庭氏の説に異論はない。しかし、「長沙王吳芮の忠」はあくまで、吳芮の功績にたいするもので、いわば個人の論功行賞にあたる。すなわち特殊限定的なもので、規範としての普遍性をもつものではなからう。「著令」は、法令の公布よりもむしろ忠義の顯彰といつてもよく、後世の令典の内容と比べてみてこれは異質である。

また別に、宣帝元康三年六月に公布された令がある。

詔曰、前年夏、神爵集雍、今春、五色鳥以萬數飛屬縣、翱翔而舞、欲集未下、其令三輔毋得以春夏搃巢探卵、彈射飛鳥、具爲令、

『漢書』宣帝紀

詔して曰く。前年の夏、神爵、雍に集まり、今春、五色鳥の萬を以って數うるもの屬縣に飛ぶ、翱翔として而して舞って、集まらんと欲するも未だ下らず。其れ三輔に令して、春夏を以って巢を搃し卵を採し、飛鳥を彈射すを得ることを毋けれ。具して令と爲せ。

「具爲令」と結ばれていることから、これも漢令として公布されたこと明らかであるが、その内容は、「前年夏に、瑞鳥が雍に集まり、今春、五色の鳥が何萬と三輔の屬縣に飛來し、空高く飛びまわっていたが、下に降りてはこなかった。そこで、三輔に令して、春夏には、巢を搃出して卵を取り、飛鳥を射ることを禁止する」といったもので、「其令三輔……」とあるように、これは長安だけに限った限定的な命令である。法令というものが全國を視野に入れた普遍性をもつのが一般だとすれば、この宣帝元康三年六月の漢令も違和感を與えると言わねばならない。

ある特殊な地域のみにあてはまるものとしては、すでに擧げた秦の令もそうであった。

令、所取荆新地、多群盜、吏所興與群盜遇、去北、以儋乏不闢律論、律、儋乏不闢、斬、……

一八

この令文も、荊州といった新しい占領地に對して適用された法令であり、全國的普遍性を有する規範とは言えない。

中田薫以來、「具爲令」「定著令」という文言は、著令文言と稱され、かかる文言が付された詔が、令典として追加編入されたと考えられてきた。その意味で、ここにいくつか例として出した詔は、著令文言を備える詔であり、まぎれもなく漢令そのものとして公布されたといえる。しかしながら、後世の令と比べてみると、その形態のみならず、内容においても違和感があること、何故であろうか。解明の手がかりは、「具爲令」「定著令」といった文言の持つ意味を分析する

ことで得られるのではないだろうか。

著令文言

皇帝の命令（詔）に令としての性格を付與する法制用語として、「定令」「著令」「具爲令」「著於令」「著以爲令」「議爲令」などがあり、それらは制詔の形式によって使い分けがなされるが、いずれも立法化を意味する文言であること動かない。言うところの立法化とは、「爲令——令と爲す」ことに他ならないが、「爲令」とは具體的にどういうことで、「著」は何を意味するのであろうか。

「具令」「著令」の意味は、すでに沈家本が解説をおこなっているが、それは、『漢書』杜周傳注「著謂明表也」、同、張湯傳注「著謂明書之也」、張良傳注「著謂書之於史」などを引用し、「著令とは、明らかに之れを令に書くなり」として、著＝明との説と、『國語』晉語注、『一切經音義』『字書』などにいう「著、附なり」を引き、「新定の令は必ず具して後に之を著け、必ず明書して舊令の内に附ける」という二つの方向を提示している。しかしながら、「著令」を「令に付加する」とするのは、他の用例からみると誤っている。例えば『漢書』平帝紀には次のような詔が見える。

詔曰、夫赦令者、將與天下更始、誠欲令百姓改行絜己、全其性命也、……自今以來有司無得陳赦前事置奏上、有不如詔書爲虧恩、不道論、定著令、布告天下、使明知之

詔して曰く。夫れ赦令は、將に天下と更始し、誠に百姓をして行いを改め、己を潔くし、其の性命を全たからしめんと欲するなり。……今より以來、有司は赦前の事を陳べて置きて奏上するを得ること無けれ。詔書の如からずして虧恩を爲すもの有らば、不道もって論ず。定めて令に著わし、天下に布告し、之を明知せしめん。

「定めて令に著わし、天下に布告して、之れを明知せしむ」、これは、「令として明確にして、天下に布告し周知徹底

させよ」といった意味に相違ない。『後漢書』張敏傳に記されている「著爲定法」もこれと同類の表現と言ってよい。

夫輕侮之法、先帝一切之恩、不有成科班之律令也、……若開相容恕、著爲定法者、則是故設姦萌、生長罪隙、

『後漢書』張敏傳

夫れ輕侮の法は、先帝一切の恩にして、科を成し之を律令に班するに有らざるなり。……若し相い容恕するを開き、著して定法と爲せば、則ち是の故に姦の萌を設け、罪隙を生長せしむるなり。

「著して定法と爲す」は、「既存の成文法に付加する」ということではなくして、「いままで判例でしかかった輕侮法を成文法として明確にする」ということであり、「布告天下、使明知之」は、「定著令」「著令」を敷衍した表現と見るべきであろう。

別の方向から著明であることがはっきりするのは、「王杖十簡」の令文の末尾、「明在蘭臺石室之中」なる句である。これも著令文言であり、「令として明確化し蘭臺石室の文書庫に保管する」という意味であろう。その他、『後漢書』蔡邕傳「明設禁令」、『三國志』魏書・蘇則傳「明爲禁令」、同・鄭渾傳「明禁令」も同じ。「著令」とは、「令として明確化し、周知徹底する」という意味であった。では何を明確にし、徹底するのか。言うまでもなくそれは詔の主旨であり、皇帝の意思である。

いったい皇帝の詔の中には、一時的、一過性の命令、それゆえ廢止等の手続きが必要ではないものと、命令として出された行政・司法上の規定で恆久的繼續性を有し、その効果は、あらためて改廢の措置が取られるまで續くものの二種類に分かれる。

所謂、官吏と人民が、遵守すべき規範である「令」と言われるのは、このうちの後者であるが、一時的命令に比べて、一層の周知徹底をはかり、しかるべき方法で公布し、公文書として保管しておかねばならない。もとより一時的な詔も、

傳達・保存は必要ではあるが、それとは扱いが異なることを、その命令文の中に何らかの文言をもって盛り込み區別しておかねばならない、これが「著爲令」をはじめとした著令文言だと私は考えたい。

ただ、この著令文言は、いわば命令に重みを與えることを目指すものであり、命令の普遍性、繼續性は付隨する効果であつても、第一義の目的ではなく、それ故、普遍性、繼續性を直接に意味する語義をそこに含むものではない。だからこそ、「著爲令」として公布された漢令のなかに、長沙王という個人の論功行賞がはいり、三輔といった特殊限定地域を對象としたものが含まれる餘地を作ったと考えられるのである。その意味で、漢令は、未だ後の法典の如き普遍性を具有した規範とはなつてはおらず、成文法規としての成熟度が低くかつたと言つてよい。

唐令とくらべて、漢令にかく、いくつかの面で異質性が認められたとしても、また未熟な法規であつたとしても、令の篇名の下、分類・整理された詔令集の形をとつていたならば、それは令典ということになる。果たしてどうなのか。前章の秦令において問題とした「立法化された規範の編纂」といったことを、ここでも考えねばならない。

漢令の編纂と篇名

漢令の分類と整理、すなわち編纂という問題を考える手がかりは、令の名稱、篇名であろう。先の秦令の場合には、わずかに「田令」「聞令」といった名稱が確認されるだけであつたが、漢令についていえば、いまだ詳しくことがわかってゐる。

漢代に令につけられた名稱は、三種類に分けることができる。一つは、甲・乙・丙の干支を冠するもの、甲令（令甲）などで、これを干支令と呼んでおこう。二番目は、「挈令」、官署や郡縣名を冠して廷尉挈令、樂浪挈令などと呼ばれるもの。そして三番目は、後の唐令の編目に類した事項別の名稱をもつもの、便宜的にこれを事項別令としておこう。干支

令、掣令、事項別令、この三種の令名をもつ漢令が從來から認められているが、それぞれどういった関係にあるのか定説をいまだ見ていない。

例えば中田薫氏は、皇帝の詔令を規定事項の種類にしたがって編纂したのが、ここである事項別令、前帝の詔令を重要度に従って甲乙丙に分類したのが干支令であり、収録詔令にさらなる整理の手が加わり、官吏が自己の職務に關係の在る詔令を集めたのが掣令と考える。⁽⁴¹⁾

一方、宮宅潔氏は、令編纂の順序をより詳細に考察したうえで、令典に收められるべき詔令は、まず事項別令として區分けされ、さらにその上位概念としての甲乙丙の三種に大別されるとの解釋を提示している。⁽⁴²⁾

甲令をはじめとした干支令は、何を規準として、また何れの段階で甲・乙・丙に分類されたのか、事實、不明な點が多く、結論をいえば資料が少ない現段階では解決できない問題といえる。『漢書』宣帝紀には「令甲、死者不可生、刑者不可息、此先帝之所重、而吏未稱、今繫者或以掠辜若飢寒、……」なる詔が見え、その「令甲」に諸家が注を付している。

文潁曰く、令甲は前帝の第一令なり。

如淳曰く、令に先後有り。故に令甲・令乙・令丙、有り。

師古曰く、如說是なり。甲乙は、今の第一・第二篇の若きのみ。⁽⁴³⁾

しかしながら、いずれの注釋をとってみても、干支令の實態は明らかになつたとは言ひ難い。かりに、甲・乙・丙は令の順番であつて、甲令は「前帝第一令」というならば、中田氏のいう「前帝の詔令を重要度に従い、甲・乙・丙に分録した」という解釋もでてくるが、宮宅氏もいうように詔令を重要度によって區別することの意義、初期の令典編纂の方針として採用する意味、さらには實際に令典が利用される便宜などの點がはっきりしない。より本質的なこととして、令の重要度はいかなる基準によるのか、次に示す残っているわずかな干支令の斷片を検討してみても、私にもわからない。

令甲

①長沙王、忠、

『漢書』吳芮傳

②女子犯罪作如徒六月顧山遣歸

『漢書』平帝紀如淳注

女子犯徒遣歸家、每月出錢顧人、於山伐木、名曰顧山

『後漢書』光武紀注

③死者不可生、刑者不可息

『漢書』宣帝紀

④諸侯在國、名田他縣、罰金二兩

『漢書』哀帝紀如淳注

諸王列侯得名田國中、列侯在長安及公主名田縣道、關內侯吏民名田、皆無得過三十頃、諸侯王奴婢二百人、列侯公主百人、關內侯吏民三十人、年六十以上十歲以下、不在數中、賈人皆不得名田、爲吏、犯者、以律論、諸名田畜奴婢過品、皆沒入縣官、

『漢書』哀帝紀、同・食貨志

令乙

⑤騎乘車馬行馳道中已論者沒入車馬被具

『漢書』江充傳如淳注

令丙

⑥箠長短有數

『後漢書』章帝紀

令甲①は、すでにとりあげた長沙王の封建、②は、平帝元始元年五月に公布された女性の勞役刑の代替規定。③は文帝十三年の肉刑のきつかけとなった緹縈の上奏文の言葉、④は名田に関する規定、これらが令甲に入っている。令乙の⑤は、馳道の進行についての令、『漢書』鮑宣傳所引如淳注もこれと同類かもしれない。

令、諸使有制得行馳道中者、行旁道、無得行中央三丈也、

令丙⑥は、笞刑を施行するにあたっての箠の寸法・形狀に関する令で景帝元年（前一五九）に詔が出され、中六年に改定

されたが、⑥がその時のものか、それ以後さらに改められたものかは、定かでない。

以上の①から⑥までの條文の斷片からは、何を基準に甲・乙・丙に分けたのか、その依って立つ根據が今一つはっきりしないのである。重要度によって區別したといっても、なぜ、①から④までの規定が、⑤よりも重要度が高く、⑥は⑤より重要でないのか。一方、時間ということを考慮に入れても、甲令は高祖期の①から平帝の時の③が含まれることから見て、時間差でもって三段階に分類されたのでもなさそうである。

別に、文穎は「令甲者前帝第一令也」といい、それを踏まえたのか中田氏は、「前帝の詔令を……」というが、干支令が前帝の詔令を編纂したといったはっきりした證據は見つからない。『新書』等齋には、「天子の言を令という。令甲、令乙、是なり。諸侯の言を令という。令儀、令言、是なり」⁽³⁵⁾とあるが、そこからは、前帝云々といった意味は汲み取れないのである。

甲・乙・丙といった干支によって分類をおこなうことで、我々が知悉しているのは、目錄學での最初の四部分類ともいえる晉荀勗『中經新簿』、それに先立つ魏鄭默『中經』であろう。そこでは、甲部、乙部、丙部、丁部といった分類がされているが、それは「一分類にある名稱で呼べない要素があり、適當な名稱を與えにくいとき」⁽³⁶⁾に使用されるというものならば、法令と書物の差はあるとしても、どちらも宮中の石室・蘭臺に收められたことからして、そこに何らかの共通したものがあられるかもしれない。ただ、どのような共通性か、具體的にはわからない。

今一つはっきりしない干支令の實態に、少しばかり光を投じたのが一九八九年武威旱灘坡の後漢墓から出土した一七枚の木簡であった。⁽³⁸⁾ここに關係する八本をあげよう。

制 詔御史奏年七十以上比吏六百石出入官府不趨毋二尺告勅吏擅徵召□

〈武一〉

吏金二兩在田律民作原蠶 罰金二兩令在乙第廿三

〈武六〉

坐藏爲盜在公令第十九 丞相常用第三

不道在御史掣令第廿三

赦不得赦下蠶室在蘭 臺掣令第

□ 法在衛尉掣令

代戸父不當爲正奪戸在 尉令第五十五行事大原武鄉舊夫

建武十九年正月十四日己亥下

〈武十六〉に建武十九年（四三）の年號が記されており、出土器物の特徴からして、墓葬の時期は後漢中期以降であると報告書はいう。

一七枚の木簡は、王杖十簡に類した王杖授受の簡〈武一〉に關する數本と、その他法令に關する數本に分かれるようだが、斷簡に過ぎるために不明なところが多い。しかしながら、この簡は、我々に令に關する新しい知見を提供してくれたのである。

第一に注目したいのは、ここには干支令、掣令、事項別令がともに記されており、それらは番號が打たれている。

次に〈武六〉を取り上げてみると、この簡は「吏の罰金二兩は田律に、民の罰金二兩は令乙に規定されている」ことを記しているが、「田律」と「令乙」が對になっていることに注目したい。即ち、律に對する令は干支令であり、また律には番號がふられてはいないということがここから分かる。

第三點は、掣令という令がどう言うものか、明らかにしたことである。ここには、「御史掣令」（武八）「衛尉掣令」

（武九）「蘭臺掣令」（武九）が確認されるが、さきの王杖十簡に見える「御史令第卅三」、「蘭臺令第卅三」は、その正式な令名が、「御史掣令」「蘭臺掣令」にほかならず、結局は官署名を冠した令は、すべて掣令の範疇に屬すると思

〈武七〉

〈武八〉

〈武九A〉

〈武九B〉

〈武十〉

〈武十六〉

てよからう。また、〈武十〉の「尉令第五十五」も官署・官職名を冠する掣令であり、「尉掣令」を略したものに近い。⁴¹

王杖十簡にあって、王杖の規定を蘭臺令、御史令といっているのは、「蘭臺に下したから」「御史に制詔したから」その名がつけられたのではなく、「蘭臺が取り上げ収録している」「御史が利用している」という意味に解する方が、すべてが矛盾無く理解できそうである。その方向から、〈武七〉の「丞相常用」も、丞相府に常備しておく掣令の名稱と考える³⁹。なお、〈武七〉は、「坐臧爲盜」の條文をもつ令が、「公令」と「丞相常用」の二つの令の編目に屬することを示している。事項別名に屬する「公令」のことは、後に検討するとして、ここでは同一の令が複数の収録番號をもっていることが分かり、それは、複数の官署がそれぞれ必要に応じて保管していたことを物語る。王杖十簡の令文は収録番號を異にして複数の官署で保管されていたことになる。

とまれ、掣令とは、それぞれの官署、もしくは郡縣、特定地域が所持し保管している關係法令と考えてよからう。⁴⁰ただ、その場合に留意すべきことは、各官署が必要に応じて私的に所有し、収録していたのか、それとも掣令の収録は義務付けられた公的なものなのかと言うことである。⁴¹

収録すべき令の選擇が各官署、地方の任意にかかるのか、それとも保管すべき掣令として關係機關に配布されるのか、その點は不明であるが、掣令はそれをもつ官署、官吏の中だけで通用したものかと言え、そうではない。武威縣早灘坡出土木簡に記された中央官署の名を冠した掣令は、西北河西回廊の武威郡から出土したのであり、敦煌 T 15 遺址、D 21 馬圈灣遺址からも、「大鴻臚掣令」「大尉掣令」の令文を記した簡が見つかっている。

□龍勒寫大鴻臚掣令 津關

疏勒河四九六

▲大尉掣令盜縣官縣

馬圈灣九八二

ともに中央の官署名を持つ挈令が河西回廊の武威、敦煌漢代烽燧址から見つかっている。とりわけ、大鴻臚挈令は龍勒縣で寫移されて、玉門都尉府下のT15遺址まで送られているのであって、挈令が内部だけで利用し、保管すべく番號が付けられたものではなく、令番號をふくめて普遍性をもったものと考えられるのである。

各機關が抜粹して、整理番號をうち收録している挈令は、ではどこから抜粹してくるのであろうか。皇帝が公布した詔令が直接に各官署に挈令として分類配布されたとは、考えにくく、むしろそこから摘出してくる令の集積を想定するほうが自然であろう。ここに、考察は、いまいちど干支令にもどる。

すなわち、著令文言を付され令として公布された詔は、甲・乙・丙に分けられ、甲令第〇〇、乙令第〇〇といった整理番號がつけられ保管される。その中から各官署が抜粹して新たな收録番號をつけたのが挈令にほかならない。従って、同一の令が干支令、挈令に異なる番號をもって存在し、また同一の令が複數の挈令の中に異なる令番號を付けられ收録されるということが當然生ずるのである。

以上が、干支令および挈令についての私見である。では、そこに個別の事項別の名稱をもったいわゆる「事項別令」をどのように位置付けるべきであらうか。

結論を先に言えば、金布令、宮衛令、など令規定の内容を冠した事項別の令名は、固有の篇名として未だ熟した名稱とはなっていないかったと私は考えている。『史記』『漢書』など、文獻史料、加えて出土文字資料からは、實に多くの事項別令を擧げることができる。沈家本『歷代刑法考』律令には、任子令、田令、戍卒令、水令、公令、功令、養老令、馬復令、祿秩令、宮衛令、金布令、齋令、賣爵令、品令、胎養令、祀令、祠令があげられており、程樹德『九朝律考』では、これに獄令、箠令、緡錢令が加わる。さらには、出土の簡牘資料からは、「津關令」「符令」「箠令」などの令名が見える。

この中には、後に考證するであろう「〇〇之令」という形で表現されるものも含まれ、それも個別の令とすれば、そこに妖言令、察舉令、推恩令、夷三族令、告緡令、なども固有の令として採録せねばならないだろう。少なくとも、「〇〇令」は固有の名稱、「〇〇之令」は、一般の表現と明確に區別できる根據はない。また、すでに確定している事項別令に入れられることが想定して皇帝の詔が發布されること、それも立證できない。

いま、いくつかの事項別令名をとって考えてみよう。

「胎養令」という漢令の篇名は、程樹德、沈家本ともにあげているが、具體的な令文は、『後漢書』章帝紀、元和二年（八五）正月乙酉に出された詔である。

詔曰、令云人有產子者復、勿算三歲、今諸懷妊者、賜胎養穀、人三斛、復其夫、勿算一歲、著以爲令、

『後漢書』章帝紀

詔して曰く。令に云う。人、產子有る者は復して、算する勿きこと三歲。今ま諸の懷妊せし者、胎養の穀を賜わん。人ごとに三斛、其の夫を復し、算する勿きこと一歲、著して以って令と爲せ。

いまひとつ注目しなければならないのは、高祖七年（前二〇〇）春に出された出産の折には二年にわたって税役を免除するという詔令である。

今郎中有罪耐以上、請之、民產子、復勿事二歲、

『漢書』高帝紀

今、郎中、罪耐以上あらば、之を請せよ。民、子を産するに、復して事とする勿きこと二歲。

『後漢書』章帝紀にいう「令云」が高祖七年春の令を指すのかわからない、復除の期間が二年から三年に変わっており、三百年の間に期間變更の令が出されたこと、可能性は十分有る。しかしながら、この二つは出産に關しての復除といった同じ内容を持った令であり、假に事項別の編目があったとすれば當然同じ事項別令に入れられるに相違ない。それが

胎養令という名稱と想定されているが、二つの詔からは、「胎養令」なる名稱の令を立法化するという検証はえられない。

ここで、「胎養令」と一般的に考えられているのは、『後漢書』章帝紀の詔のなかに、「胎養の穀を賜う」という語が見えること、さらに『後漢書』章帝紀の論贊に、次の一文が記されていることに因るのであろう。

章帝素知人厭明帝苛切、事從寬厚、感陳寵之義、除慘獄之科、深元元之愛、著胎養之令

『後漢書』章帝紀

章帝は素と人びとの明帝の苛切を厭うを知り、事は寬厚に従う。陳寵の義に感じ、慘獄の科を除き、元元の愛を深め、胎養の令を著す。

「胎養之令」は、ここでは「慘獄之科」と對になって出てきており、それが個別の令名をさす法律用語とは、思えない。論贊の作者は、本文の「胎養穀」を意識して、「胎養之令」と記したに違いなく、高祖七年の段階から、「胎養令」なる個別事項別令が存在していたのでは無かろう。それゆえ、『漢書』には「胎養令」などという令名は確認できないのである。

「馬復令」という令がある。この語は『漢書』西域傳にみえる武帝の詔の中に登場する。

當今務在禁苛暴、止擅賦、力本農、脩馬復令、以補缺、毋乏武備而已、

當今、務は苛暴を禁じ、擅賦を止め、本農に力めるにあり。馬復令を脩して以て缺を補い、武備を乏しくする毋からしむるのみ。

この馬復令が、果たして當時に確定していた令の固有篇名であったのだろうか。少なくとも言えることは、「馬復令」は、後世の註釋家には、自明の令名ではなかったと言うことである。その證據に、孟康と顔師古では異なった解釋をおこなっているのである。

孟康曰、先是令長吏各以秩養馬、享有牝馬、民養馬皆復不事、後馬多絕乏、至此復修之也、

孟康曰、是より先、長吏をして各おの秩を以て馬を養わす。亭ごとに牝馬あり、民、馬を養うは、皆な復た事とせず。後、馬の多く絶乏するに、此に至りて復た之を修す。

養馬に關する規定の修正とみる解釋に對して、顏師古は「復」を徭役の免除と見る。

顏師古曰、此說非也、馬復、因養馬以免徭賦也、復音方目反、

顏師古曰く、此の說、非なり。馬復とは、養馬に因つて以て徭賦を免ずるなり。復は音、方目の反。

といった「馬復令」という令名は、西域傳以外には、見えない。ただ、文帝の時代に、鼂錯が民間で車騎馬一匹を有するものには、卒三人分の徭役免除をするという提言をしており、武帝期の「馬復令」は、それと關係したものの、師古の注にいう養馬についての復免規定と解釋するのが無難であろう。すなわち「脩馬復令」とは、「馬が不足してきたので、文帝の時代に制定された馬所有者に税役優遇をおこなうという政策（これを、「馬復の令」といつている）をもう一度見直し整備する」という意味で、「馬復令」という固有の令を改正する」こととは、私には思えない。

今一つ、令をとりあげよう。それは、王杖十簡でいう「蘭臺令第卅三」「御史令第卅三」である。これらは、令番號を付された詔令であるが、いま事項別令の確定した固有名稱をもっているとすれば、それは沈家本らがあげる「養老令」に屬することは、言をまたない。

七〇歳以上の老人に几杖を與え、優遇することが何時にはじまるのかについては、すでに別の拙稿で論じたことであり、法令は前漢時代に出されていたと推測されるわけだが、それはひとまず措くとして、次にあげる章帝章和元年の詔は、養老關係の法令であった。

秋、令是月養衰老、授几杖、行糜粥飲食、其賜高年二人共布帛各一匹、以爲醴酪、

『後漢書』章帝紀

秋、令す。是月、衰老を養い、几杖を授け、糜粥飲食を行う。其れ高年二人に賜うこと共に布帛各一匹、以て醴酪を爲さん。

この令が、王杖十簡とおなじく、蘭臺挈令、御史挈令に收録されたのか分らない。また、干支令のどこかに入れられたのであろうが、甲、乙、丙のどの令名のもとであったのかも分らない。しかしながら、章帝章和元年のこの詔令が繼續的效力を有する令であったことは、それから三十年後に出された安帝元初四年（一一七）の詔に、この章帝の詔の文言を引用し、「甚だ詔書養老の意に違う」と、必ずしもそれが守られていないことを言っていることから明らかである。

詔曰、……月令、仲秋養衰老、授几杖、行糜粥、方今案比之時、郡縣多不奉行、雖有糜粥、糠粃相半、長吏怠事、莫有躬親、甚違詔書養老之意、其務崇仁恕、賑護寡獨、稱朕意焉

『後漢書』安帝紀、

詔して曰く、……月令、仲秋に衰老を養い、几杖を授け、糜粥を行う。方今、案比の時、郡縣、奉行せざるもの多し。糜粥あると雖も、糠粃、相い半ばし、長吏は事を怠たり、躬ら親あるなし。甚だ詔書養老の意に違う。其れ務めて仁恕を崇め、賑って寡獨を護り、朕の意に稱えよ。

いま注目したいことは、「詔書養老之意」に反する、という用語である。「詔書養老之意」とは、言うまでも無く、「詔書で主唱した老人優遇の規定」ということだが、法典である漢令という意識よりも、皇帝の命令である詔書という段階に留まっており、したがってそこには、法令に反する行爲——犯令、といった概念がはっきりしていない。これは、とりもなおさず皇帝の詔が「詔令」として收録されてはいても、いまだ事項別の固有の令名をもった法典には昇華しきれていなかったからではなからうか。それ故、「詔書之意」といっても、個別の令名をあげてはおらず、また「養老令」なる令名は、資料の上からは檢證できないのである。

以上、「胎養令」「馬復令」「養老令」と、三種類の事項別名をもった令に關して、それが當時にあって固有の法令名

ではなく、便宜的に呼ばれたいわば通稱であること、したがって事項別の令名でもって法令が制定されたのではないことを明らかにせんとしたのである。もとより、ここで取り上げた令名はわずか三種の令であり、一斑をもって全豹を推することはできぬとの非難を受けるかもしれない。しかしながら、本稿一一五頁で挙げた沈家本、程樹德、それに加えるいくつかの漢令の事項別の個別名稱についても、右三令と同じ事がいえるのであり、漢令の名稱において、「○○令」といった事項別の令名のもとの立法はなかったと私は、考えている。⁽⁴⁴⁾

また別の方向からこう考えていくこともできよう。

居延出土の漢簡には、令文のリストと考えられる簡が存在する。A 33 遺址から出土した漢の尺で全長三尺からなる斷片でそこには、六種の令が擧がっている。⁽⁴⁵⁾

縣置三老二 行水兼興船十二 置孝弟力田廿三 徵吏二千石以符卅二 郡國調列侯兵卅二 年八十及乳朱

需頌繫五十二 5.3+10.1+13.8+126.12

この簡が令となった詔の目録であることは、すでに考證されているが、ここで私が注目したいのは、「縣置三老二」以下の名稱のもつ意味である。これらは、詔書本文の一部を抜粋したものだ、その命名はあくまで適當に文中の語を拾ってきて任意的につけられたこと瞭然で、そこには普遍的でかつ確定的な命名の意圖は讀み取れない。しかし、令の内容を表す名稱であることから、言うところの事項別令名にこれは相當し、養老令、胎養令などといった名稱がここに位置してしかるべきである。にもかかわらずそういった確定的な事項別令名が使用されていないのはなぜか。それは、ほかでもない事項別令名がまだ確立していなかったからではないだろうか。⁽⁴⁶⁾

ところで、この目録簡は、いずれの令の目録であろうか。大庭氏はこれを甲令の目録とするが、令の内容が地方行政に關するものがおおいこと、なぜA 33つまり肩水候官遺址から出土したのかを考慮に入れると、わたしは、郡國など特定地

域が所有して保管していた掣令であると考へたい。つまり某掣令の第二で、それは高祖二年二月に出された縣郷に三老をおく云々という内容の詔、それが「縣置三老二」の意味するところに他ならない。事項別令名はいまだこの段階では登場していなかったのである。

ならば、こう反論されるであらう。では、「功令第〇〇」「公令」に關して、どう考えるのか。そこには令の番號がつき令名は通稱と言うより、より公的な法令としての名稱ではないかと。「功令」の解釋も含めて、漢の法典の編纂を總括する章を次に設けよう。

Ⅲ 小結 漢律・漢令の編纂をめぐって

漢の令は、皇帝が下す詔敕を法源とし、執行される規範であり、それ故、形式は詔そのものに他ならない。統一秦以前には、「詔」という語は用いられてはおらず、全て「令」と呼ばれていた。このことからすれば、統一秦以降の秦令は、皇帝の詔敕のことであり、秦令を踏襲したと思える漢令もまた詔敕そのものであったこと、極めて自然に理解できよう。

詔敕には、繼續的に效力を有する規範と、一時的、單發的な命令とがある。令とはこのうちの前者、つまり恆常的規範を主としていうが、繼續性をもつものは、それだけはっきりと周知徹底せねばならず、命令に強調と重み加わる。「令」として明確化し、周知徹底せよ——著して令となせ」という、常套文言が詔の末尾に添えられることで、詔が令という執行様態をもつのである。

次々と繼續性を有する詔、つまり漢令が發布されると、それを順番に收録しておかなければならない。そこで詔には番號が付けられている。それらは甲・乙・丙に分けられたのだが、果たしてこれがどういった基準をもっていたのか残念な

がら定かではない。

甲令を始めとした干支令は、換言すれば番號を付けられ整理された詔敕であり、當然時を追って追加されるものである。漢律、特に九章律のように、「篇章之義」をもつ一つの完成された法典ではなく、言わば出された詔をそのまま順番に綴じたファイル、それが干支令であった。

漢令として發布された詔は、干支令の中にすべて収録されたわけだが、その中から各官署、郡縣が關係した詔を取り出して採録したものが掣令であった。従って、掣令も蘭臺掣令第〇〇（略して蘭臺令〇〇）といった官署名の下に番號が打たれた。すなわち詔令は、干支令、掣令の二種、もしくは複數の掣令に同じ令が收められることがあったので三種以上の整理番號をもつことになる。

さて、今一つの事項別の令名であるが、前節で述べたように、私はこの令名はあくまで便宜的に付けられた通稱であり、立法として確定した法典、法令名ではなかったと考えている。著令文言をもつ詔には、固有の名稱は無く、有ったのは詔の整理番號だったといってよからう。新たに令として制定された詔は、すでに確定していた事項別令に分屬される形で追加・整理されたわけではない。同じことは、秦令に關しても言え、睡虎地秦簡にみえる「田令」も固有の法令名ではなかったと私は考えたい。

ただ、ここで無視できないのは、「功令」「公令」といった事項別令である。確かに「功令第卅五」と記された居延出土の木簡が數多く存在することく、そこには番號が付けられており、功令に關して言えばすでに確定した普遍的事項別令の名稱といえるかもしれない。また、『史記』儒林傳の博士弟子員設置の詔にある「請著功令、他如律令、制曰可」、『漢書』刑法志、景帝中六年の詔「其定箠令」などに見える事項別令、これは一見、令名を指定しその令の下での立法ではないのか。

しかしながらここで想起せねばならないのは、著令文言がもつ意味である。「著功令」は、「功令に著ける——功令に加える」という意味ではなく、「功令として明確にし周知徹底する」ということであつた。いま假に前者であれば、すでに確定している「功令」という事項別令の存在を證明することになるが、後者では「功（官吏の任用・昇進）についての令」というほどの、いわば一般普通名詞ととっても何ら問題は無い。すなわち「功令」「箠令」「箠令」も養老令と同じく便宜的につけられた名稱と解釋してよいのではないだろうか。

では、何ゆえにそこに番號がついているのか。便宜的に付けられた令の名稱に番號が付くのは、先の居延出土の木簡、「縣置三老二」「置孝弟力田廿三」のように、掣令の下での令の目録にも見られた。従つて居延漢簡に見える「功令第卅五」（45.21, 45.25, 285.17, 351.1, EPT 5.68, EPT 51.466, EPT 53.34, EPT 56.93）も功令という令が第一から第四五まで存在していたのではなく、一つの掣令の中の第四五が功に關する令であるという意味ではなからうか。少なくともここで見える功令の番號は、「四五」番しかない。⁴⁷

事項別令は未だその確たる市民權を漢の法令の中には得ていなかった。内容に従つて分類編纂されるといふ晉令、唐令のような令の編纂は未だ檢證できない。令としての詔を整理することはあつても、それは干支令として番號を打つといういわばファイルとして收録したにすぎず、法令の篇名をもち、とりわけ九章律の如き「篇章之義」をもつ法典ではなかつた。令を律に對置するものとしてとらえることはできないのである。

池田雄一氏は、秦令の存在に關して、「令典の存在を論ずる確證は得られない。これは史料上の制約もさることながら、法典編纂の歴史が淺く、形式化の原則が確立していなかったから」と述べる。⁴⁸これは、法典としての令の未成熟を意味するのであるが、かかる狀況は漢令にあつてもしかりであり、令が律に匹敵する法典となるには、いまだ少し時間が必要であつた。詔令に分類、整理の手が加わり固有の篇名が付けられる法典としての令は、漢にあっては、そしてもとより秦に

あつても、未だ成立していなかった。これが私の結論である。

ところで、律と令はどのような關係にあったのだろうか。二つの法源は、どのように交差していたのだろうか。いたい詔は、やがて律として整備されることがあったのであろうか。

後漢和帝のとき、「輕侮法」の制定をめぐる、一連の議論があり、これは當時の成文法制定の過程を知るうえで、興味ある史料といつてよい。

後漢の章帝建初年間（七六—八三）、父親を侮辱された息子が、相手を殺害する事件がおこり、章帝は死刑にすべきところを減刑に處す恩赦を施し、以後これが判例となつて引き繼がれ、次の和帝の時代に入ると、「輕侮法」として、成文化する方向になつた。それに對し、尙書張敏は反對論をぶつことになる。

夫輕侮之法、先帝一切之恩、不有成科班之律令也、…若開相容恕、著爲定法者、則是故設姦萌、生長罪隙、…又輕侮之比、寢以繁滋、至四五百科、轉相顧望、彌復増甚、難以垂之萬載、…故高帝去煩苛之法、爲三章之約、建初詔書有改於古者、可下三公、廷尉蠲除其敝、

『後漢書』張敏傳

——夫れ、輕侮の法は、先帝一切の恩、科を成し、之を律令に班するに有らざるなり。…若し、相い容恕するを開き、著して定法と成せば、則ち是の故に姦萌を設け、罪隙を生長せしむるなり。…又、輕侮の比は、寢く以つて繁滋し、四五百科あるに至る。轉た相い顧望し、彌よ復た増長し、以つて之を萬載に垂れ難し。…故に高帝は、煩苛の法を去り、三章の約を定む。建初の詔書は、古より改むる者あり。三公・廷尉に下して其の敝を蠲除す可し。

まず、章帝の建初年間に、父親にかわつて復讐をおこなつて、殺人罪を犯した子を減刑にする詔が出された。この詔は、一時的なものであつたが、それが前例（比）となつて同類の案件にも同じような判決が下り、それが定着していった（輕侮之比、寢以繁滋、至有四五百科）。やがて、成文法化の動きが出る（著爲定法）。

「著して定法となす」とは、その前段に「律令に班す」と「律令」という語が使われてはいるが、實際は律として制定することに間違いない。いわゆる「令」であればこういった手続きをとることはなく、また「令」はあくまで詔敕であり、「定法」は「律」に相當する。

つまり、ここで分かるのは、詔書がやがて成文化される（實は輕侮法はそれが反對されたのだが）という成文化のプロセスであり、著令文言をもった詔書、「令」もこれと同じ手続きで律の中に組み入れられた、もしくはあらたな名稱をつけられた律となったと考えられるのである。

かかる法令の整備の最初は、蕭何による律令の刪定だが、このように法令を刪定整備することは、以後しばしば行われてきたのであった。

景帝即位、以錯爲内史、錯數請閒言事、輒聽、幸傾九卿、法令多所更定、

『漢書』鼂錯傳

景帝即位し、錯を以って内史と爲す。錯は數ば閒を請いて事を言い、輒ち聽かる。幸は九卿を傾く。法令は更定する所、多し。

張湯以更定律令爲廷尉、

『漢書』汲黯傳

張湯は律令を更定するを以って、廷尉と爲る。

及至孝武即位、外事四夷之功、内盛耳目之好、徵發煩數、百姓貧耗、窮民犯法、酷吏擊斷、姦軌不勝、於是招進張湯趙禹之屬、條定法令、作見知故縱監臨部主之法、

『漢書』刑法志

孝武即位するに至るに及び、外は四夷之功を事とし、内は耳目之好を盛んにす。徵發は煩數し、百姓は貧耗す。窮民は法を犯し、酷吏は擊斷し、姦軌は勝えず。是に於て張湯、趙禹の屬を招いて進め、法令を條定し、見知、故縱、監臨部主の法を作る。

(宣帝) 本始四年、詔曰、……律令有可蠲除以安百姓、條奏、

『漢書』宣帝紀

(宣帝) 本始四年、詔して曰く、……律令の蠲除し以つて百姓を安んずべきあらば、條奏せよ。

宣帝時、于定國又刪定律令科條、

『六典』

宣帝の時、于定國は又た律令科條を刪定す。

至元帝初立、乃下詔曰、夫法令者、所以抑暴扶弱、欲其難犯而易避也、今律令煩多而不約、自典文者不能分明、而欲羅元元之不逮、斯豈刑中之意哉、其議律令可蠲除輕減者、條奏、

『漢書』刑法志

元帝初め立つに至り、乃ち詔を下して曰く。夫れ法令は、暴を抑え弱きを扶ける所以にして、其の犯し難くして避け易きを欲するなり。今ま律令は煩多にして約ならず。自ら文を典ずる者も、分明する能わず。而れども、元元の逮ばざるを羅せんと欲するなり。斯れ豈に刑中の意ならん哉。其れ律令の蠲除し輕減す可きものを議し、條奏せよ。

成帝河平中、復下詔曰、……律令煩多、百有餘萬言、奇請他比、日以益滋、自明習者、不知所由、……其與中二千石二千石博士、及明習律令者、議減死刑及可蠲除約省者、令較然易知、條奏、

『漢書』刑法志

成帝の河平中、復た詔を下して曰く、……律令、煩多にして、百有餘萬言、奇請、他比は日び以って益滋す。自ら明習するもの、由る所を知らず。……其れ中二千石、二千石、博士、及び律令を明習する者とともに、死刑を減じ、及び蠲除し約省す可きものを議し、較然にして知り易からしめて、條奏せよ。

又見法令決事、輕重不齊、或一事殊法、同罪異論、姦吏得因緣爲市、所欲活則出生議、所欲陷則與死比、是爲刑開二門也、今可令通義理明習法律者、校定科比、一其法度、班下郡國、蠲除故條、

『後漢書』桓譚列傳

又た法令決事を見るに、輕重、齊しからず、或いは、事を一にすれど、法を殊にし、罪を同じくするも、論を異にす。姦吏は因緣を得て市をなし、活さんと欲する所ならば、則ち生の議を出だし、活さんと欲する所ならば則ち死の比を與う。是れ刑の二門を開くをなすなり。今ま義理に通じ、法律を明習する者をして、科比を校定せしめ、其の法度を一にし、郡國に班下し、故條を蠲除せしむるべし。

繰り返しになるが、漢には律に並ぶ令典はなく、詔令の集積でしかなかった令は、時宜に従って律に組み入れられる形で事項別に分類されたといつてよからう。ここに初めて事項別、内容別の篇名が與えられ、いわゆる法典として編纂されることになった。しかし、その段階では、もはや令ではなく、あくまで律典へ昇華したものと云わねばなるまい。律と令という二つの法典の成立は、晉泰始四年（二六八）の泰始律と泰始令の誕生を待たねばならなかったのである。

では、晉律令の誕生に至るまで、法令はどのような経過をたどり、何ゆえに律と令、この二つの法典の成立を見たのであろうか。本誌掲載の拙論はここで、いったん終わるが、後編を次號『東方學報』京都第七三冊に「晉泰始律令への道

——第二部 魏晉の律令——」として用意する。

(1) 注

『隋書』經籍志「漢時、蕭何定律令、張蒼制章程、叔孫通定儀法、條流派別、制度漸廣、晉初、甲令以下、至九百餘卷、晉武帝命車騎將軍賈充、博引群儒、刪采其要、增律十篇、其餘不足經遠者爲法令、施行制後者爲令、品式章程者爲故事、各還其官府」

『隋書』經籍志「漢初、蕭何定律九章、其後漸更增益、令甲以下、盈溢架藏、晉初、賈充、杜預、刪而定之、有律、有令、有故事、梁時、又取故事之宜於時者、爲梁科」

(3)

晉律の卷數に關しては、

『舊唐書』經籍志「刑法律本二十一卷 賈充等撰」

『新唐書』藝文志「賈充 杜預 刑法律本二十一卷」

『通志』藝文略「律本 二十一卷 賈充 杜預撰」

と、卷數、撰者に若干の異同がある。晉律は二十卷であるが、そこに序文などがつき二十一卷となったのだろう。また撰者は、杜預と賈充ともに、編纂にあつたことは、まちがいない。詳しくは、與膳宏、川合康三『隋書經籍志詳攷』（汲古書院 一九九五）参照。

(4)

清 姚振宗『漢書藝文志拾補錄目』には、諸子略・法家に「漢律 六十篇」「漢令三百餘篇」と記すが、もとよりこれは推測に過ぎず、かかる拾補が正しいのか疑問である。

(5)

『晉書』刑法志「其序略曰、……舊律因秦法經、就增三篇、而具律不移、因在第六、罪條例既不在始、又不在終、非篇章之義、故集罪例以爲刑名、冠於律首、盜律……、凡所定增十三篇、就故五篇、合十八篇、於正律九篇爲增、於旁章科令爲省矣」

(6)

以下、睡虎地秦簡を引用する際の簡番號は、『雲夢睡虎地秦墓』（『文物』出版社 一九八一）の圖版に付せられた簡番號を使用する。

(7)

「江陵張家山漢簡概述」（『文物』一九八五一一）
「江陵張家山漢簡〈奏讞書〉釋文（一）」（『文物』一九九三一一八）
「江陵張家山漢簡〈奏讞書〉釋文（二）」（『文物』一九九五一一三）

(8)

「江陵張家山二四七號墓について」（大庭脩編輯『漢簡研究國際シンポジウム92報告書 漢簡研究の現状と展望』關西大學出版部）

(9)

「江陵張家山兩座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九九二一九）
「（惠帝）四年、……省法令妨吏民者、除挾書律」（『漢書』惠帝紀）
廢止された挾書律は、秦以來の律に相違なく、秦律を漢が繼承していたことを物語る。（大庭脩『秦漢法制史の研究』八〇頁）

(10)

この酎金律は、丁孚『漢儀』には、「酎金律、文帝所加」と文帝時期に作られたとするが、『史記』孝文本紀集解所引張晏注には、武帝時代に始まるという。

至武帝時、因八月嘗酎會諸侯廟中、出金助祭、所謂酎金也

高祖功臣年表をはじめとする年表には、「坐酎金、國除」が頻出するが、それは全て武帝期、しかも元鼎五年に集中することからして、武帝の時代に、財政再建政策の一環として出された法律と解釋するべきであろう。

(11)

越宮律二十七篇、朝律六篇については、張建國氏が重要な指摘をしている。

法經六篇、九章律などは、法典の總稱としての名稱であり、それ故そこには復數の篇が含まれる。しかるに、越宮律、朝律などは、個別、具體的な律の篇名であつて、九章律とは異なるといわねばならない。朝律、越宮律がそれぞれ一篇であれば、問題なく理解できるが、そこに數篇が含まれるのは、奇妙である。そもそも、一律一篇が原則であつて、一律數篇を示すものは、『晉書』刑法志のこの越宮律、朝律以外には見えない。しかも、越宮律にいたつては、二十數篇にもおよぶ。越宮律に類した晉律の衛宮律は、一篇である。漢代このような篇數の多い越宮律が存在したとは、到底考えられない。（張建國「叔孫通〈旁章〉質疑」（『北京大學學報』哲學社會科學版 一九九七年六期）

張氏がここに、越宮律、朝律の問題を取り上げたその意圖は、『晉

書』刑法志の件の個所が事實を正確に傳えていないことを證明せんとすることにあらぬのだが、張氏の目指すところは、ひとまず措くとして、朝律・越宮律が二十七篇、六篇といった篇數に上っているということは、確かに奇妙といわねばならない。

この場合に考えられる可能性は、(1)張氏の言うごとくに、『答書』の記載が誤まっている。(2)朝律・越宮律も九章律と同じく、律の總稱だとする見方、(3)「朝律」を代表とする二十七篇の律という意味と解釋する。さらに今一つ(4)の考え方として、朝律、越宮律という名稱を律の固有・正式な名稱とは見ない考えも成り立つ。『太平御覽』六三八卷には、張斐律序を引用して「張湯、越宮律を制し、趙禹、朝會正見律を作る」と「朝會正見律」という名稱になつており、「朝律」が正式な名稱ではない可能性が生じ、そこから朝律二十七篇も「新律十八篇」「州郡令四十五篇」とおなじ表現と解釋される。私見としては、(1)はそれを證明する決定的材料に缺け、(2)の總稱とするには、「越宮」は具體的にすぎず、(3)もしくは(4)の解釋が今のところもつとも妥當ではないかともうが、今後の新出の資料も含めて、検討の餘地がある。

(12) 大庭脩『秦漢法制史の研究』(創文社 一九八二)一七頁。

大庭氏はまた、「漢に入ってから追加法は律に追加したものもあるが、令とよんだ」というが、このことに關しては、本稿の令の考察で検討したい。

(13) 滋賀秀三氏は、この個所を「凡そ定増するところ十三篇、故に就ける五篇」と讀むが、滋賀秀三「再び魏律の編目について」(『法制史研究』十一・一七三頁(注10)、それは正しくないであろう。『晉書』刑法志には、他に「舊律因秦法經、就增三篇——舊律は秦の法經に因りて、三篇を就増す」とあり、ここは「凡そ定めるところ、十三篇を増し、故の五篇に就けて、合して十八篇」と訓ずるのが自然であろう。

(14) 張建國、前掲論文。

(15) 中田薫「支那における律令法系の發達について」『支那律令法系の發達について』補考(『法制史論集』四 岩波書店 一九六四)

(16) 中田、前掲書、七四頁。

(17) 大庭脩『秦漢法制史の研究』(前掲)

(18) 堀敏一「晉秦始令の成立」『東洋文化』六十 一九八〇(のち、『律令制と東アジア世界——私の中國史學(二)』(汲古選書一九九四)に、氏の律令に關する諸論文とともに、收録)

(19) 宮宅潔「漢令の起源とその編纂」(前掲) 一二二—一二四頁。

(20) 堀敏一「律令制の展開」『律令制と東アジア世界』(前掲) 一一頁。

(21) 宮宅潔、前掲論文 一一六頁。

(22) 宮宅潔、前掲論文 一一六、一一七頁。

(23) 「江陵張家山漢簡〈奏讞書〉釋文(一)」(『文物』一九九三—一八)

「江陵張家山漢簡〈奏讞書〉釋文(二)」(『文物』一九九五—三)

奏讞書の簡番號は、右の釋文に付せられた案件番號である。

(24) 池田雄一「秦代の律令について」(『中央大學文學部紀要』史學科篇 四二 一九九七)

(25) 武威磨嘴子十六號墓出土の王杖十簡については、拙稿「王杖十簡」

「東方學報」京都六四 一九九二 參照。以下の蘭臺令、御史令の讀み、解釋は、ここでは言及しない。

ただ、右の拙稿では、蘭臺令卅三、御史令卅三が二つの制詔のどちらかの名稱と考え、考察を加えたが、これは後の注で言うごとく、考え直さねばならない。

(26) 「江陵張家山漢簡概述」(『文物』一九八五—一一) 一一〇頁。

(27) 大庭脩「漢代制詔の形態」(『秦漢法制史の研究』前掲)

文帝肉刑廢止に關するこの詔令についても、その讀み、解釋はここでは取り上げない。詳しくは、拙著「秦漢刑罰制度の研究」(同朋舎 一九九八)第Ⅱ編第三章「漢代の勞役刑」を參照。

(29) 大庭脩「制詔御史長沙王忠其定著令」について(前掲書)

- (30) 沈家本「律令」二、具令 著令（『歷代刑法考』所收）
- (31) 中田薫「支那律令法系の發達について 補考」（前掲書）
中田氏は、干支令の中の詔令を編集して特別令書が作られたとも考
える。ただ、甲令乙令などの干支令と、事項別の齊令、筆令がどのよ
うな關係にあるのか、干支令のなかに特別令が含まれるのか、その編
纂の順序がどうなのか、また、氏がいう特別令書にかんして、「公
令」「品令」「水令」「宮衛令」「獄令」は特別令書であり、「祠令」
「齋令」「馬復令」「胎養令」は、それには含まれない、その區別は
どこにあるのか、はっきりしない。
- (32) 宮宅潔、前掲論文。
- (33) 文穎曰、令甲者前帝第一令也、
如淳曰、令有先後、故有令甲・令乙・令丙
師古曰、如說是也、甲乙者、若今第一篇・第二篇耳、（『漢書』宣帝紀
注）
- (34) のちに論證するが、甲令として、「死者不可生、刑者不可息」なる文
言が引かれている。これは肉刑廢止にあたっての上奏文の中に見える
語であるが、ここの甲令とは文帝十三年の文を言っているのかは、な
んとも言えない。（大庭脩「漢代の決事比試論」（前掲書）三五三頁）
しかし、「死者不可生、刑者不可息」という句は、詔、もしくは上
奏文の序文にもあたる個所に見られるのであり、法令の本文を構成す
る具體的な規定に含まれる語とはいえない。このことから、當時の
令が詔文であったことが分かる。
- (35) 『新書』等齋「天子之言曰令、令甲、令乙、是也、諸侯之言曰令、令
儀、令言、是也」
- (36) 清水茂『中國目錄學』（筑摩書房 一九九一）三一頁。
- (37) 『隋書』經籍志「光武中興、篤好文雅、明章繼軌、尤重經術、四方鴻
生鉅儒、負表自遠而至者、不可勝算、石室蘭臺、彌以充實、」
- (38) 「甘肅武威旱灘坡東漢墓」（『文物』一九九三・一〇）
- (39) この十七本の簡牘にかんしては、すでに大庭脩氏の論文がある。
大庭脩「武威旱灘坡出土の王杖簡」（『史泉』八二・一九九五）
つまり、王杖十簡に見える、二つの令は、詔令であり、兩者は蘭臺と
しては、卅三、御史掾令としては卅三の二つの詔令番號をもっていた
と見るべきであろう（大庭前掲論文）。ここに拙稿「王杖十簡」で示
した考えを訂正したい。
- (40) 李均明・劉軍「武威旱灘坡出土漢簡考述——兼論『詔令』」（『文物』
一九九三・一〇）
- (41) 中田薫氏は、「官撰か私撰か、不明である」（『支那律令法系の發達に
ついて補考』一九三頁）といっている。ただ、典籍の編纂でないの
であり、「官撰」「私撰」という区分はこの場合には、適切ではない。
- (42) 『漢書』食貨志「今令民有車騎馬一匹者、復卒三人」
- (43) 拙稿「王杖十簡」（前掲、九三—九六頁）
- (44) 從來から問題になっている事として、「金布令」「金布律」「金布令
甲」といった「金布」に関する法規の混亂がある。（中田前掲
論文、一九六—一九七）。これについても、「金布令」が、正式な法
令名ではなく單なる通稱で、「金布にかんする令」と考えれば、矛盾
はなくなる。つまり、「金布律」は秦律から嚴として存在していた。
以降、金布にかんする詔令がだされた。その令甲に入れられたもの、
それが「甲令」のなかの金布にかんする詔」『「金布令甲」という表現
にはかならない。
- (45) この簡牘にかんしては、大庭脩「居延出土の詔書斷簡」（前掲）、およ
び同氏「居延出土の令甲目錄」（『漢簡研究』同朋舎 一九九二）に
詳しい。
- (46) 敦煌酥油土の簡で、「擊匈奴降者賞令」（一三五七）なる令名がみえ
る。この令を「匈奴に對して戰功を擧げたものへの賞賜規定」とみる
か、「投降してきた匈奴への賞賜規定」とみるか、はたまた、「匈奴
を攻撃した降者を賞する規定」とするか、いくつかの説が出されてい

(47)

る。私は、この令名も確立した、固有のものではなく、あくまで便宜的に付けられた假の名稱であり、「匈奴攻撃に戦果を得たもの、降伏したものについて賞を與える規定」というほどの意味だと考えている。「賞令」という事項別令名が確立していたわけでもない。つまり、「撃匈奴降者賞令」の七字を確たる意味をもつ一文と解釋することは、誤った解釋を招く危険性があるとおもう。

敦煌縣文化館「敦煌酥油土漢代烽燧遺址出土の木簡」(『漢簡研究文集』甘肅省人民出版社 一九八四)

大庭脩「漢簡に關係ある漢簡」(『漢簡研究』同朋舎 一九九二)

藤田高夫「漢簡中にみえる軍功賞賜について」(『古代文化』四五—七一九三)

濱田耕作「西漢における匈奴降者に對する處置について」(『早稻田大學大學院文學研究科紀要 別冊』十二 哲學・史學篇 一九八五)

公令についても、功令と同じく便宜的につけられた名稱ではないかと考えてはいるが、早灘坡木簡(武七)には、「坐藏爲盜在公令第十九」

(48)

とあり、これを(武六)「罰金二兩令在乙第廿三」に照らしてみれば、公令は干支令、もしくは掣令に準ずるものともいえる。「公」がもつ語義からすれば、「各官署に共通した掣令」というほど意味をもつ、掣令の一種かもしれない。

また、「功令」「箠令」という名稱は、「縣置三老」「置孝弟力」などといった、いかにも便宜的につけられた名とくらべて、普遍性を有する令名であることは、認めねばならず、それらはやがて誕生する事項別令名の先驅けであるとも考えられる。つまり、便宜的につけられた名稱(「縣置三老令」「置孝弟力田令」などという)は次第に抽象的、普遍的名稱にかわり、やがてその名稱が一般化し、事項別令名が令の正式名稱となるということである。しかし、そこに至るには、いまだ時間が必要であり、漢代にはその緩やかな流れはあったとしても、未だ事項別令は確立していなかったと私は考えたい。

池田雄一 前掲論文、七〇頁。